

第1章

日本における外国人の動向と 受入れ側の多文化共生に係る取組の実態

第1節 外国人住民及び外国人旅行者の動向と地域にもたらす影響

1.外国人住民の現状

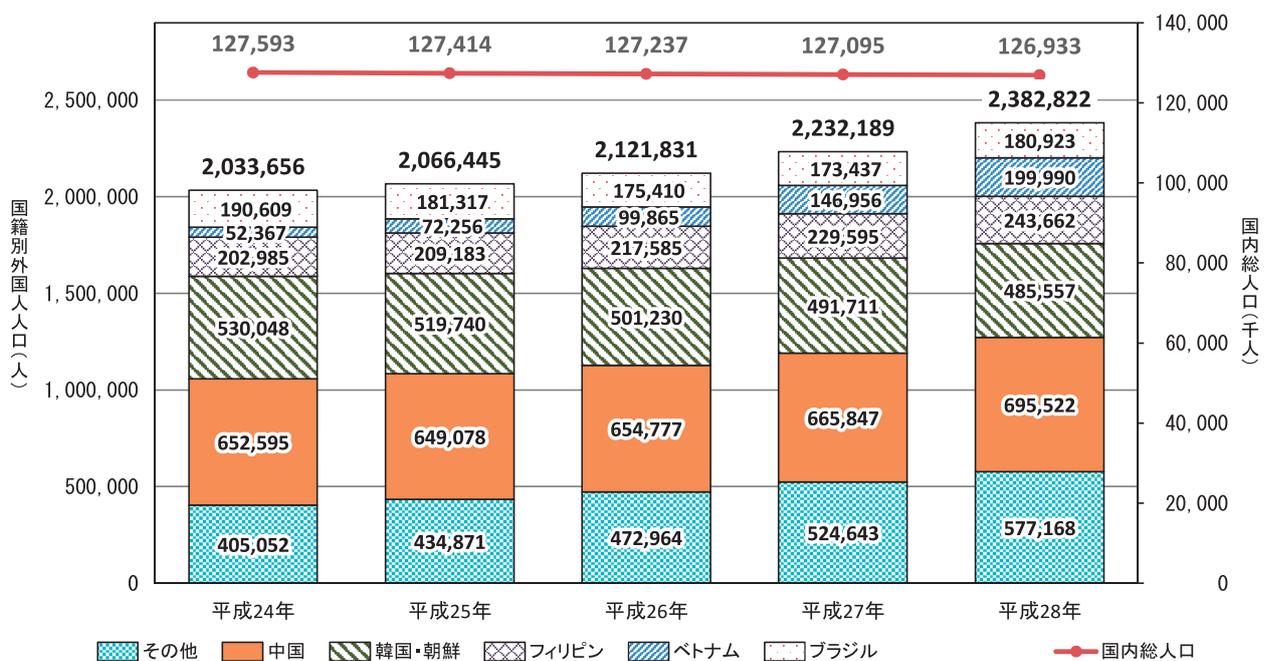
(1)国内の外国人人口の動向

1) 国内の外国人人口と国内総人口の推移

「はじめに」で述べたように、日本の景気改善や一部業種における人手不足、日本企業の海外進出等を背景として、仕事や学業などのために日本に中長期的に滞在する外国人は増加を続けている(図表1-1-1)。我が国の総人口が減少する中、外国人人口が総人口に占める割合は増加しており、現在では総人口の約2%を占めている。

外国人人口を国籍別に見ると、平成28(2016)年は、多い順に「中国(695,522人)」、「韓国・朝鮮(485,557人)」、「フィリピン(243,662人)」、「ベトナム(199,990人)」、「ブラジル(180,923人)」が挙げられる。平成24(2012)年と比較すると、「韓国・朝鮮」、「ブラジル」が減少した一方で、「ベトナム」が大きく増加するなど、国籍別の割合は徐々に変化してきている。

図表1-1-1 国籍別の外国人人口及び国内総人口の推移



出典：総務省統計局「人口推計」(各年10月1日時点)、法務省「在留外国人統計」(各年12月末日時点)より作成
 ※「韓国・朝鮮」は、平成27(2015)年から「韓国」、「朝鮮」と別の国・地域の区分となったが、経年での変化を見るために合算している。
 ※人口推計結果は、平成24(2012)年～平成27(2015)年は国勢調査結果による補間補正人口、平成28(2016)年は住民基本台帳人口を用いている。

4 仕事や学業などで日本に中長期に滞在する外国人と在日韓国・朝鮮人など特別永住者を合算した在住外国人を指す。

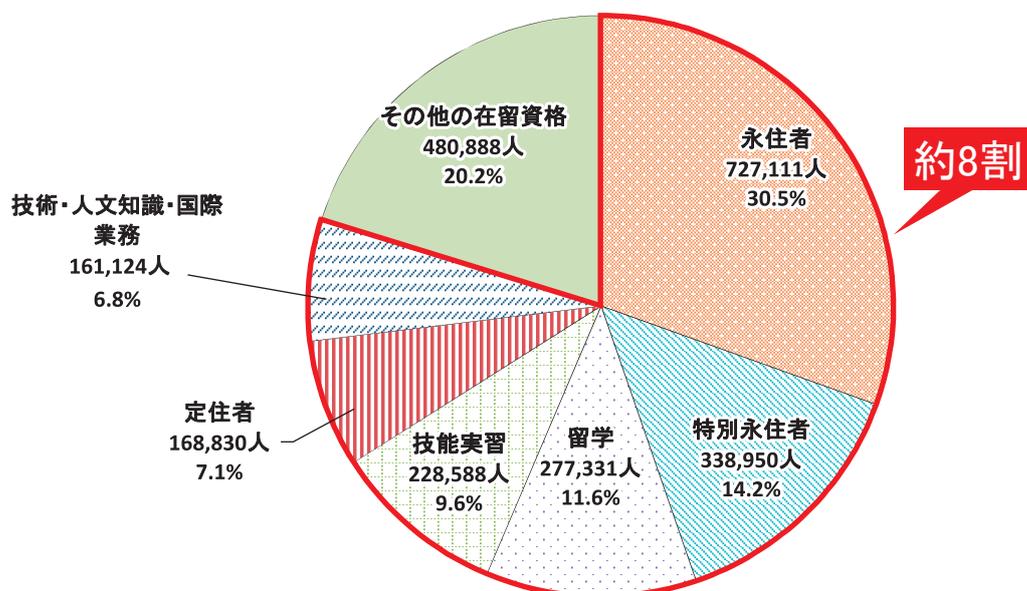
2) 国内における外国人人口の在留資格別の内訳

在留資格別に見ると、平成28（2016）年12月末時点で最も多いのは「永住者」であり、全体の約3割（30.5%）を占めている。次いで、「特別永住者（14.2%）」、「留学（11.6%）」と続いており、在留資格27種類のうち、「永住者」、「特別永住者」、「留学」、「技能実習」、「定住者」、「技術・人文知識・国際業務」の6資格が全体の約8割となっている（図表1-1-2）。

働き手という側面から見ると、永住者、特別永住者、定住者の資格を持つ外国人住民は、就労に関する制限が無く、日本人と同様に国内で働くことができる。技能実習の資格を持つ外国人住民は、発展途上国への技術移転を目的に日本企業と雇用関係を結び、日本の産業・職業上の技能等の修得を行っている。しかし、一部には、受入れ先の事業所による労使協定を超えた残業や割増賃金の不払いなど、労働基準関係法令に違反する事例も多い。人手不足の産業分野では頼らざるを得ない存在であるため、国は監査指導などの実施により、適正な労働条件と安全確保に取り組んでいる。留学の資格を持つ短期滞在の外国人住民も、資格外活動として許可を得れば、週28時間以内で、勉学に影響が出ない範囲での就労が可能である。近年コンビニエンスストアやレストラン等の業界では特に、留学生アルバイトが重要な働き手となっている。

次に、住まい手という側面から見ると、永住者、特別永住者の資格を持つ外国人住民は、基本的には日本に長く住むことを前提としている。定住者の多くは日本への居住年数や一定期間の納税の証明等の条件を満たした後は永住者の資格へと切り替える傾向にあり、外国人人口が増加する中で、長期的に地域の住まい手となる外国人の数も増加している。「留学」の資格で滞在する場合も、日本での就職が決まれば、資格が切り替わり、地域に住み続ける可能性が高い。留学生自身の意向としても、卒業後の進路として約6割が日本における就職を希望している⁵。

図表1-1-2 日本全体の外国人住民の在留資格別の内訳
(平成28（2016）年12月末時点、N=2,382,822人)



出典：法務省「在留外国人統計」（平成28（2016）年12月末時点）より作成

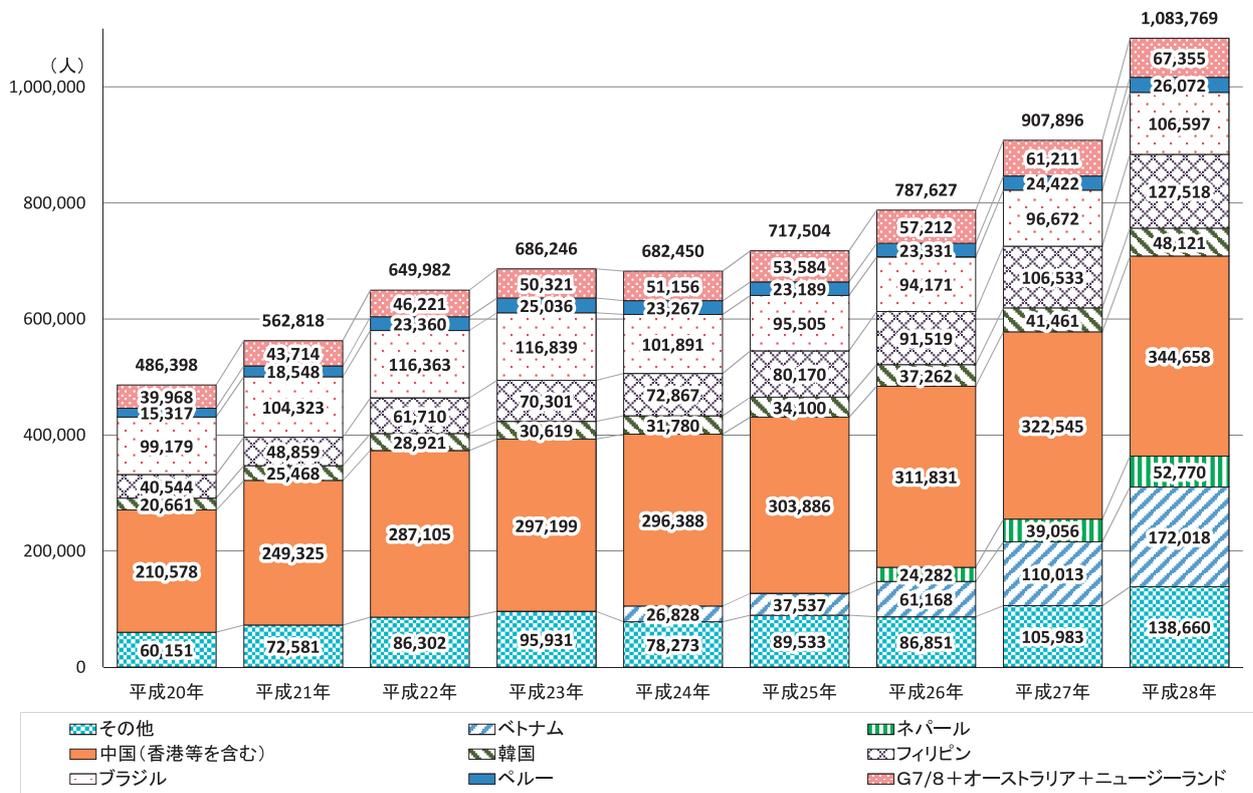
5 独立行政法人日本学生支援機構「平成27年度 私費外国人留学生生活実態調査概要」平成28（2016）年12月更新

3) 国内で就労する外国人の国籍別内訳の推移

働き手となり得る在留資格を持つ外国人人口の増加とともに、実際に国内で就労する外国人も増加している。雇用に関する法改正⁷に伴い、平成19(2007)年10月1日以降、外国人を雇用する全ての事業主に対し、厚生労働大臣への「外国人雇用状況の届出」が義務化された。それ以降、就労する外国人数は増加傾向にあり、東日本大震災等の影響により一時は低調となったものの、昨今その伸び率は急速に高まっている状況にある。平成28(2016)年時点で就労する外国人数は1,083,769人であり、平成20(2008)年と比べると、その数は約2.2倍となっている(図表1-1-3)。

国籍別に見ると、平成28(2016)年時点で最も多いのは「中国(344,658人)」であり、その傾向は平成20(2008)年以降一貫して変わらない。これに対し、2位以降は順位の変動がみられる。平成20(2008)年時点では2位が「ブラジル(99,179人)」、3位が「フィリピン(40,544人)」であったが、平成28(2016)年時点では2位が「ベトナム(172,018人)」、3位が「フィリピン(127,518人)」、4位が「ブラジル(106,597人)」の順になるなど、近年、「ベトナム」が急激に増加している。

図表1-1-3 日本で就労する外国人数の国籍別推移



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」(各年10月末時点)より作成

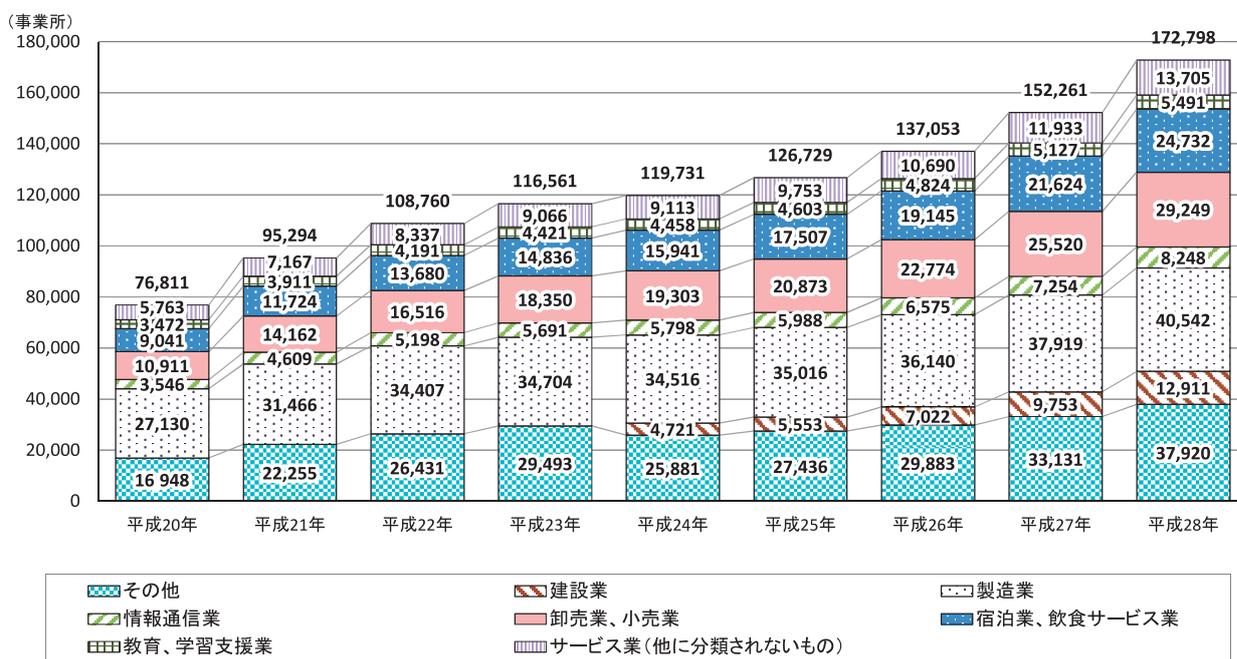
6 特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者は届出の対象ではない。

7 雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律(平成19(2007)年法律第79号)により、就労する外国人住民の適正な雇用管理の推進等のために必要な措置を講じること等について改正がなされた。

また、就労する外国人の増加とともに、外国人を雇用する事業所数も増加している。平成20(2008)年時点では、外国人を雇用する事業所の数は76,811事業所であったが、平成28(2016)年には、その約2.25倍の172,798事業所まで拡大した(図表1-1-4)。

産業別に見ると、平成28(2016)年時点で外国人を雇用する事業所が多いのは、「製造業(40,542事業所)」、「卸売業、小売業(29,249事業所)」、「宿泊業、飲食サービス業(24,732事業所)」の順となっている。この順位は平成20(2008)年から変わっておらず、これら3つの産業が、ここ10年における外国人雇用の主要な受け皿となってきたことがわかる。また、建設業界では、東日本大震災後の復興関連事業や、東京2020大会に向けた建設ラッシュに伴う人手不足を背景として、外国人の雇用が増加するといった傾向も見られる。

図表1-1-4 外国人を雇用する事業所数の産業別推移



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」(各年10月末時点)より作成

※「その他」とは、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業などを指す。

※「建設業」に係る事業所数は、平成23年以前は「その他」に含めている。

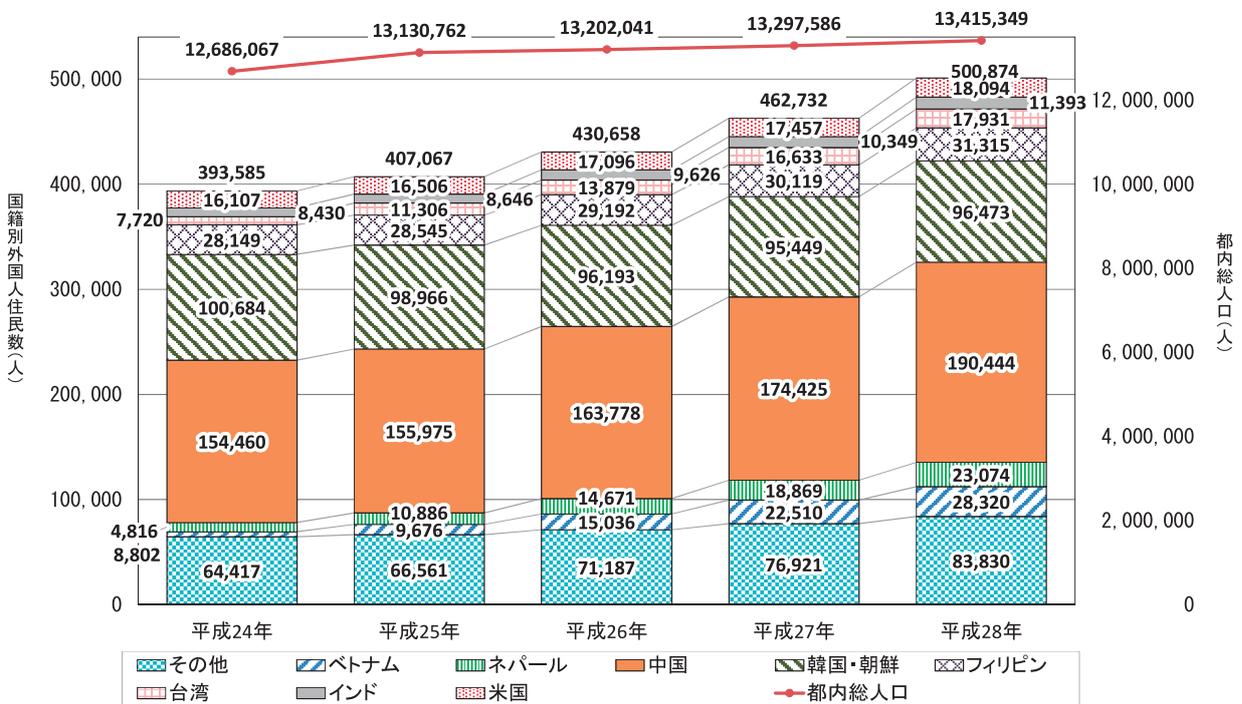
(2) 東京都における外国人人口の動向

1) 都内における外国人人口の推移と国籍別の内訳

都内における外国人人口は、平成28（2016）年時点で500,874人であり、都内総人口の3.7%を占めている。昨今その数は増加が続いており、平成24（2012）年からの5カ年で27.3%増となった（図表1-1-5）。

国籍別に見ると、平成28（2016）年時点では「中国（190,444人）」が最も多く、次いで「韓国・朝鮮（96,473人）」、「フィリピン（31,315人）」、「ベトナム（28,320人）」、「ネパール（23,074人）」と続く。平成24（2012）年と比較すると、日本全体と同様に、韓国・朝鮮国籍が減少し、ベトナム国籍が最も増加している。一方、外国人人口全体の数に占めるブラジル国籍の割合が少ない点は、全国的な傾向と異なる東京都の特徴である。

図表1-1-5 都内に在住する国籍別外国人住民数と都内総人口の推移



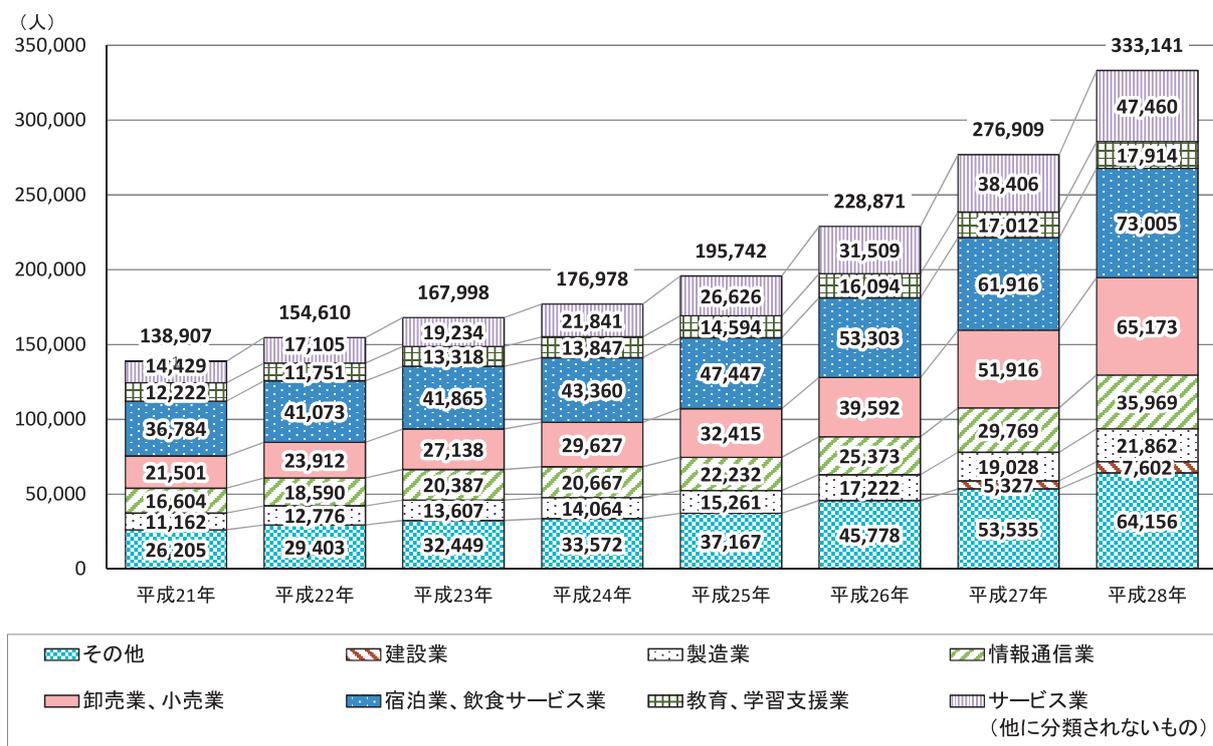
出典：東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（各年1月1日時点）、
 法務省「在留外国人統計」（各年12月末日時点）より作成
 ※平成27（2015）年から「韓国・朝鮮」は「韓国」、「朝鮮」と別の国・地域の区分となったが、
 経年での変化を見るために合算している。

2) 都内で就労する外国人数の推移

都内で就労する外国人数は、平成28(2016)年時点で333,141人であり、平成21(2009)年に比べて約2.4倍となった(図表1-1-6)。産業別に見ると、最も多いのは「宿泊業、飲食サービス業(73,005人)」であり、次いで「卸売業、小売業(65,173人)」、「サービス業(他に分類されないもの)(47,460人)」と続く。

平成21(2009)年と比較すると、「宿泊業、飲食サービス業」及び「卸売業、小売業」の上位2業種の順位は変わらず、都内における外国人の主要な就業先となっている。一方、平成21(2009)年時点の第3位は「情報通信業」であったが、平成28(2016)年時点では「サービス業(他に分類されないもの)」に抜かれるなど、産業別の構成にはやや変化がみられる。

図表1-1-6 東京都内で就労する外国人数の産業別推移

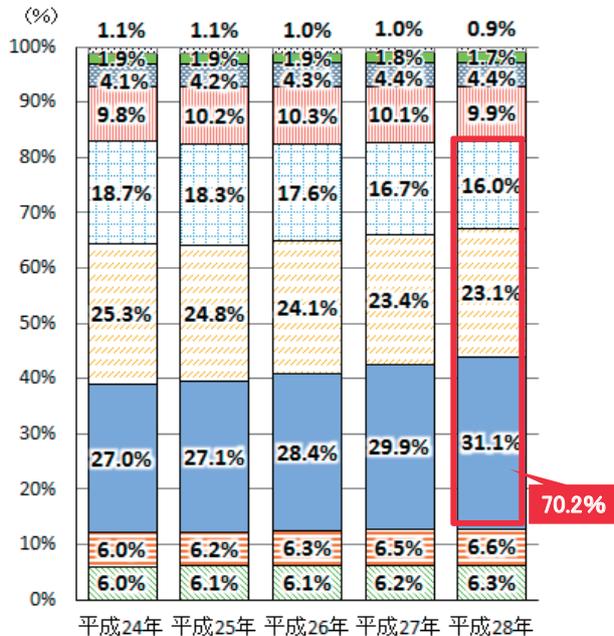


出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」(各年10月末時点)より作成

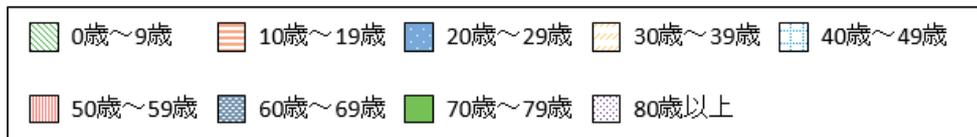
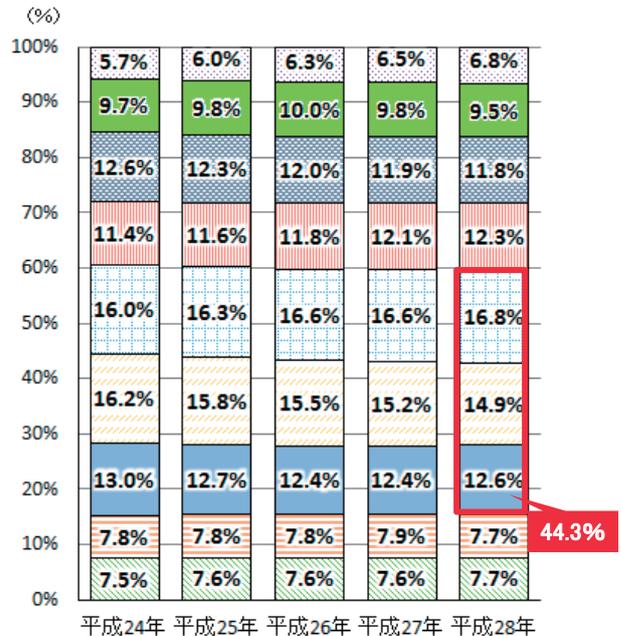
3) 都内における外国人人口の年齢区分別の推移

都内における平成28(2016)年時点の外国人人口について、年齢区分別割合を見ると、最も多い20歳～29歳に続き、30歳～39歳、40歳～49歳と、この3つの年齢区分で全体の約7割(70.2%)を占めている(図表1-1-7)。一方、同年の日本の総人口に占める同年年齢区分の割合は半分以下(44.3%)であり、都内外国人人口は日本全体と比較して年齢的に若い状況にある(図表1-1-8)。

図表1-1-7 都内外国人住民の年齢区分別の推移



図表1-1-8 日本総人口の年齢区分別の推移



	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総数	393,585	407,067	430,658	462,732	500,874
0歳～9歳	23,624	24,715	26,402	28,512	31,312
10歳～19歳	23,802	25,309	27,265	30,201	32,852
20歳～29歳	106,177	110,403	122,119	138,257	155,960
30歳～39歳	99,682	101,039	103,601	108,407	115,830
40歳～49歳	73,639	74,389	75,750	77,378	80,078
50歳～59歳	38,438	41,575	44,282	46,823	49,457
60歳～69歳	16,177	17,271	18,659	20,201	21,959
70歳～79歳	7,551	7,834	8,084	8,378	8,728
80歳以上	4,495	4,532	4,496	4,575	4,698

出典：法務省「在留外国人統計」
(各年12月末日時点)より作成

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総数	13,230	13,300	13,390	13,515	13,624
0歳～9歳	994	1,006	1,020	1,028	1,043
10歳～19歳	1,026	1,036	1,041	1,067	1,050
20歳～29歳	1,723	1,690	1,662	1,670	1,711
30歳～39歳	2,145	2,103	2,072	2,059	2,028
40歳～49歳	2,114	2,174	2,220	2,245	2,288
50歳～59歳	1,512	1,539	1,583	1,642	1,673
60歳～69歳	1,670	1,642	1,611	1,608	1,612
70歳～79歳	1,285	1,310	1,339	1,322	1,299
80歳以上	760	801	841	873	920

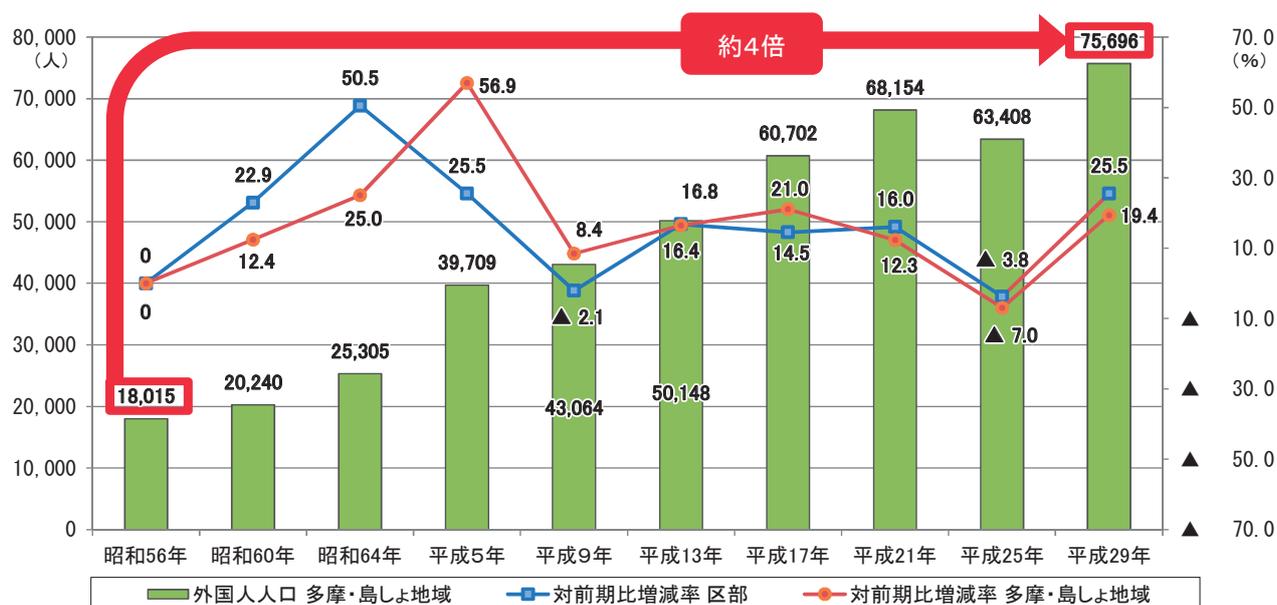
出典：総務省統計局「人口推計」
(各年10月1日時点)より作成

(3)多摩・島しょ地域における外国人人口の動向

多摩・島しょ地域における外国人人口は、平成29(2017)年1月1日現在で75,696人であり、総人口の約3.8%を占めている。昭和56(1981)年からの推移を見ると、都内全体及び区部の外国人人口の動態と同様、平成23(2011)年の東日本大震災の影響による落ち込みは見られるものの、概ね増加傾向を辿っており、昭和56(1981)年時点の18,015人に比べて約4倍に拡大している(図表1-1-9)。

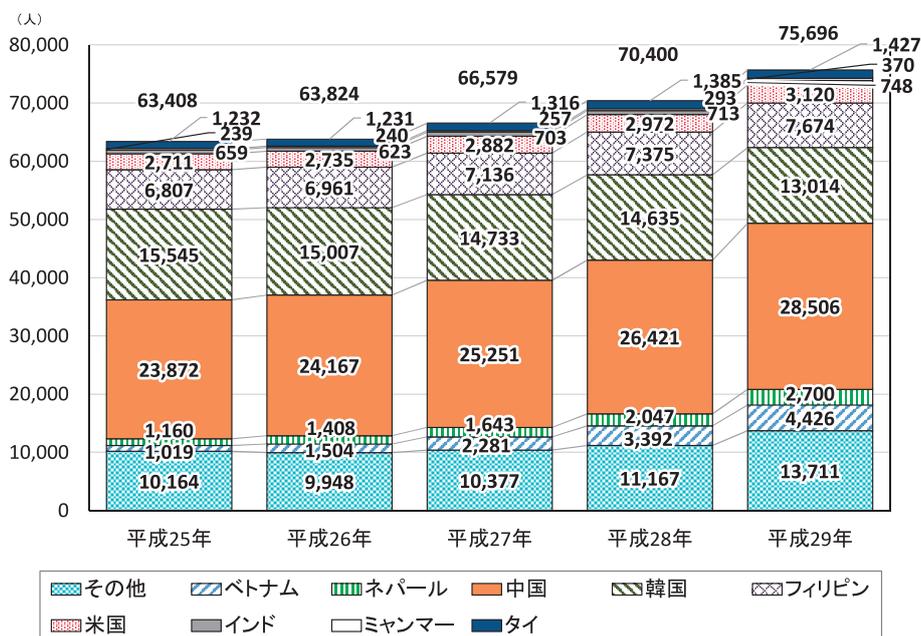
国籍別に見ると、平成29(2017)年1月1日時点では、中国国籍が28,506人と最も多く、次いで韓国が13,014人、フィリピンが7,674人と続いている。平成25(2013)年からの推移を見ると、昨今では特にベトナムやネパールの増加率が高い状況にある(図表1-1-10)。

図表1-1-9 多摩・島しょ地域における外国人人口の推移



出典：東京都総務局「東京都の外国人人口」(各年1月1日時点)より作成

図表1-1-10 多摩・島しょ地域における外国人人口の国籍別推移



出典：東京都総務局「東京都の外国人人口」(各年1月1日時点)より作成

多摩・島しょ地域において、平成29（2017）年1月1日時点の外国人人口が最も多いのは、八王子市の11,113人であり、多摩・島しょ地域における外国人人口総数の約14.7%を占めている。次いで町田市の5,505人（同7.3%）、府中市の4,676人（同6.2%）、小平市の4,561人（同6.0%）と続いている（図表1-1-11）。

さらに、地域別の総人口に占める外国人の割合（外国人比率）を比較すると、福生市が5.7%（3,359人）で最も高く、平成21（2009）年からの外国人人口の増減率も約40%増と、多摩・島しょ地域において最も高い状況にある。また、外国人人口が4番目に多い小平市では、外国人比率も2.4%と2番目に高い。外国人比率を市部と町村部とで比較すると、瑞穂町を除き、町村部に比べて市部の方が高い状況にある。

図表1-1-11 多摩・島しょ地域における地域別の外国人比率及び増減率の比較（外国人比率の高い順）

順位	地域名	外国人人口			外国人比率 (H29)	増減率 (H21→H29)
		平成21年	平成25年	平成29年		
1	福生市	2,376	2,400	3,359	5.7	41.4
2	小平市	4,145	3,906	4,561	2.4	10.0
3	羽村市	1,802	1,277	1,233	6.0%	▲ 31.6
4	昭島市	2,200	2,010	2,467	2.2	12.1
5	立川市	3,576	3,294	3,859	2.1	7.9
6	瑞穂町	602	490	675	2.0	12.1
7	国立市	1,511	1,286	1,509	2.0	▲ 0.1
8	小金井市	2,417	2,096	2,379	2.0	▲ 1.6
9	武蔵村山市	1,197	1,071	1,427	2.0	19.2
10	八王子市	8,939	8,983	11,113	14.7%	24.3
11	武蔵野市	2,396	2,180	2,817	2.0	17.6
12	西東京市	3,215	3,021	3,889	1.9	21.0
13	三鷹市	3,204	2,844	3,376	6.2%	5.4
14	府中市	4,403	4,106	4,676	1.8	6.2
15	調布市	3,952	3,550	4,037	1.8	2.2
16	東村山市	2,114	2,093	2,524	1.7	19.4
17	多摩市	2,259	2,038	2,402	1.6	6.3
18	国分寺市	1,705	1,635	1,910	1.6	12.0
19	東久留米市	1,756	1,592	1,822	1.6	3.8
20	日野市	2,422	2,407	2,805	1.5	15.8
21	清瀬市	978	967	1,136	1.5	16.2
22	三宅支庁	37	35	43	1.5	16.2
23	狛江市	926	909	1,168	1.4	26.1
24	稲城市	1,123	1,082	1,183	1.3	5.3
25	八丈支庁	118	108	104	7.3%	▲ 11.9
26	町田市	5,410	4,747	5,505	1.3	1.8
27	東大和市	1,014	1,011	1,090	1.3	7.5
28	青梅市	1,553	1,445	1,646	1.2	6.0
29	小笠原支庁	13	18	26	1.0	100.0
30	あきる野市	644	640	740	0.9	14.9
31	大島支庁	53	58	92	0.7	73.6
32	奥多摩町	14	21	27	0.5	92.9
33	日の出町	69	77	86	0.5	24.6
34	檜原村	11	11	10	0.4	▲ 9.1

出典：東京都総務局「東京都の外国人人口」（各年1月1日現在）、

東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（各年1月1日現在）より作成

※「大島支庁」は、大島町、利島村、新島村、神津島村を含む。「三宅支庁」は、三宅村、御蔵島村を含む。「八丈支庁」は、八丈町、青ヶ島村を含む。「小笠原支庁」は、小笠原村を含む。

※外国人比率は、東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（各年1月1日現在）に基づく各地域における人口総数を外国人人口で除して計算。

2. 外国人旅行者の現状

(1) 日本全体としての訪日外国人旅行者数の推移と国籍の内訳

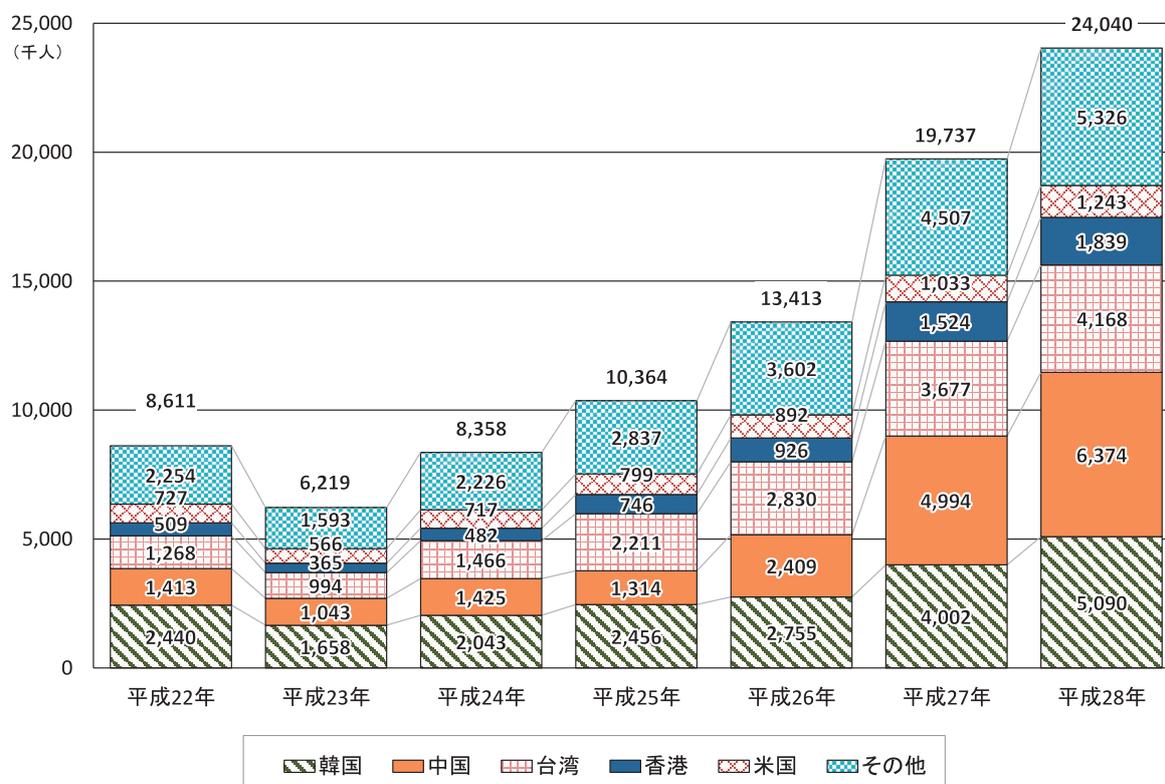
国は、21世紀の日本の発展には、観光立国の実現が不可欠な重要課題であるとして、観光分野に注力している。平成24(2012)年に改訂された「観光立国推進基本計画」では、平成28(2016)年までに訪日外国人旅行者数を1,800万人にするとしてきたが、実状は目標を大幅に上回り、ここ数年で著しい伸び率を見せている。そのため、平成28(2016)年3月にまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」では、目標値を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人と高い水準に上方修正している。

世界的に見ても、これまでは欧米などの先進国が海外旅行者の中心であったが、中国や韓国の他、アジア新興国の経済成長を背景として、タイやカンボジアなどでも海外旅行を行う人の増加が見られる。平成28(2016)年時点の訪日外国人旅行者数の内訳を見ると、韓国、中国、台湾、香港に次いで、アメリカが第5位、タイが第6位、マレーシアが第7位、シンガポールが第8位、フィリピンが第9位、インドネシアが第10位、ベトナムが第11位と、上位にアジア新興国が並ぶ(図表1-1-12)⁸。

平成26(2014)～27(2015)年をピークに大きな経済効果をもたらした、中国人旅行者を中心とする「爆買い」に代わり、今後は「モノ消費」から体験型の観光を重視する「コト消費」へのシフトが進んでいくとみられている。既に、知名度の高い観光スポット巡りだけではなく、日本人の生活を体験できる場を訪れることにも注目が集まっている。

「和食」や「和紙」のユネスコ無形文化遺産登録、東京2020大会の開催決定などを受けて、日本への観光に対する国際的な注目度は、さらに高まりを見せている。

図表1-1-12 訪日外客数の国籍別推移



出典：日本政府観光局（JNTO）「年別 訪日外客数、出国日本人数の推移」（各年）より作成

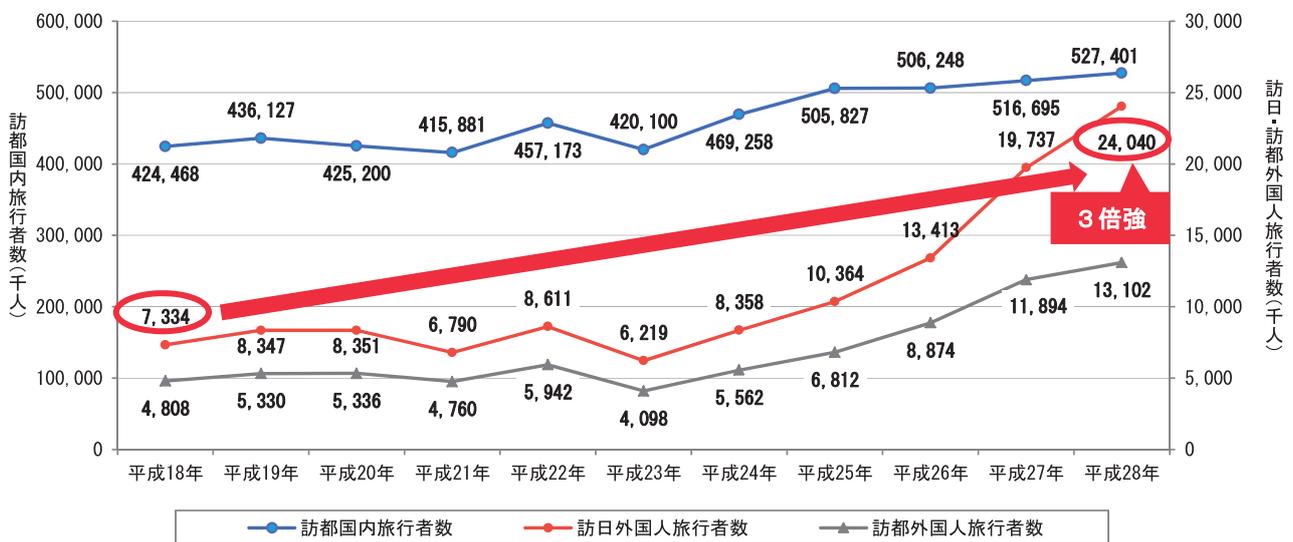
8 第6位以下については、図表上は「その他」に含まれる。

(2) 東京都を訪れる外国人旅行者数の推移

平成28（2016）年に東京都を訪れた外国人旅行者数は、2,404万人と過去最多を記録した。訪都国内旅行者数がここ数年でやや頭打ちの状況であるのに対し、訪都外国人旅行者数は全国的な潮流と同様、近年大幅な増加が見られ、平成18（2006）年からの10年間で3倍以上に増えている（図表1-1-13）。宿泊客・日帰り客の内訳で見ると、日本在住者の訪都国内旅行者では、日帰り客が9割以上を占める一方、訪都外国人旅行者では、約8割が宿泊客となっている（図表1-1-14）。

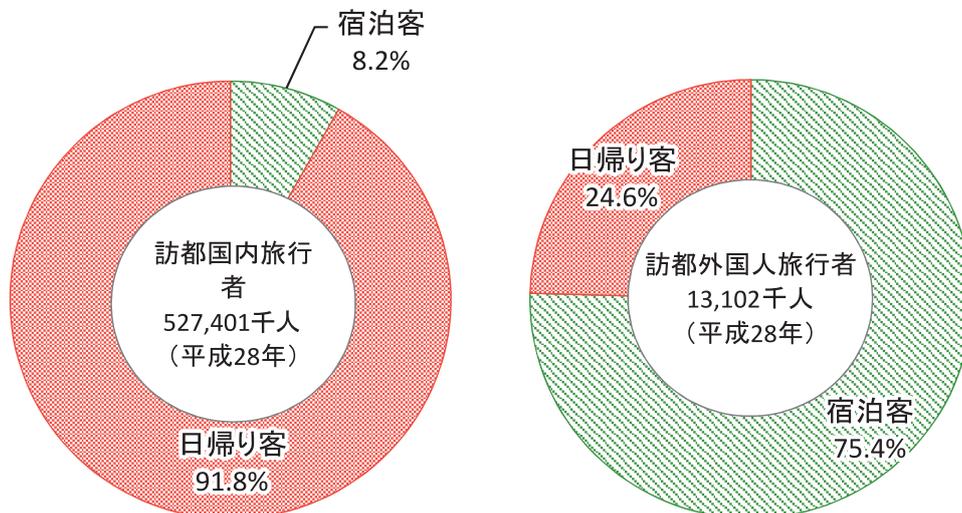
東京都では平成25（2013）年度に「東京都観光産業振興プラン～世界の観光ブランド都市・東京をめざして～」を策定し、平成29（2017）年までに訪都外国人旅行者数1,000万人を達成目標に掲げてきたが、平成27（2015）年には達成済である。そこで、「PRIME 観光都市・東京～東京都観光産業振興実行プラン2017～」（平成29（2017）年1月策定）においては、2020年に2,500万人、2024年に3,000万人の訪都外国人旅行者数を目標に掲げている。

図表1-1-13 訪都国内旅行者数及び訪日・訪都外国人旅行者数の推移



出典：訪都国内旅行者数・訪都外国人旅行者数：東京都「東京都観光客数等実態調査」
訪日外国人旅行者数：日本政府観光局（JNTO）「年別 訪日外客数、出国日本人数の推移」（各年）より作成

図表1-1-14 訪都国内旅行者及び訪都外国人旅行者の日帰り・宿泊内訳



出典：東京都「東京都観光客数等実態調査」（平成28（2016）年）より作成

第2節 国及び東京都、自治体等における取組の現状

1. 多文化共生に向けた国の取組

(1) 国における外国人政策の変遷

我が国においては、戦後、労働者としての外国人の受入れは行わないという前提での議論がなされてきた。しかし、バブル期に外国人労働者が急速に流入し始め、就労資格を有さずに資格外活動を行う、いわゆる不正規就労外国人が増大したことを受け、外国人の受入れ制度について国の議論が本格化した。当時の議論の主眼は、増加する外国人労働者をどのようにコントロールするかという観点であったが、バブル崩壊による日本経済の低迷等を受け、外国人政策に関する議論は、平成10年代に日本経済再生への戦略の一環へと視点を変えることとなった。平成12(2000)年に策定された「第2次出入国管理基本計画」では、「これからの出入国管理行政は、社会の安全と秩序を維持しながら、人権尊重の理念の下で、社会のニーズに応える外国人の受入れを推進することにより、社会のあるべき姿の実現に貢献し、また日本人と外国人が心地よく共生する社会の実現を目指していくものである」と述べられている。さらに、「第3次出入国管理基本計画」(平成17(2005)年)では、「現在では専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについて着実に検討していく」とされており、外国人労働者の受入れに対する方向性の転換が見られる。

このような背景の下、平成18(2006)年、国は「地域における多文化共生プラン」を策定し、各地域で外国人をどのように受入れ共生を図るべきかという方向性を示すとともに、自治体に対する多文化共生の推進に係る指針・計画の策定及び多文化共生の計画的、総合的な推進を促している。その後、「グローバル戦略」の展開や大学等の教育研究の国際競争力向上に向け議論が加速化し、平成20(2008)年には「留学生30万人計画」を打ち出している。

平成24(2012)年には、「新在留管理制度・住民基本台帳制度」が施行された。この制度は、我が国の経済・社会の発展に資する外国人受入れの積極的な推進にあたり、在留資格をもって中長期間在留する外国人についてその在留状況を継続的に把握し、外国人の適正な在留を確保することを目的としている。これにより、従前の外国人登録制度が廃止され、外国人住民も住民基本台帳制度の適用対象に含まれたことで、外国人住民に対して市区町村が行政サービスを提供する基盤ができたと言える。

(2) 国における外国人政策の方針等

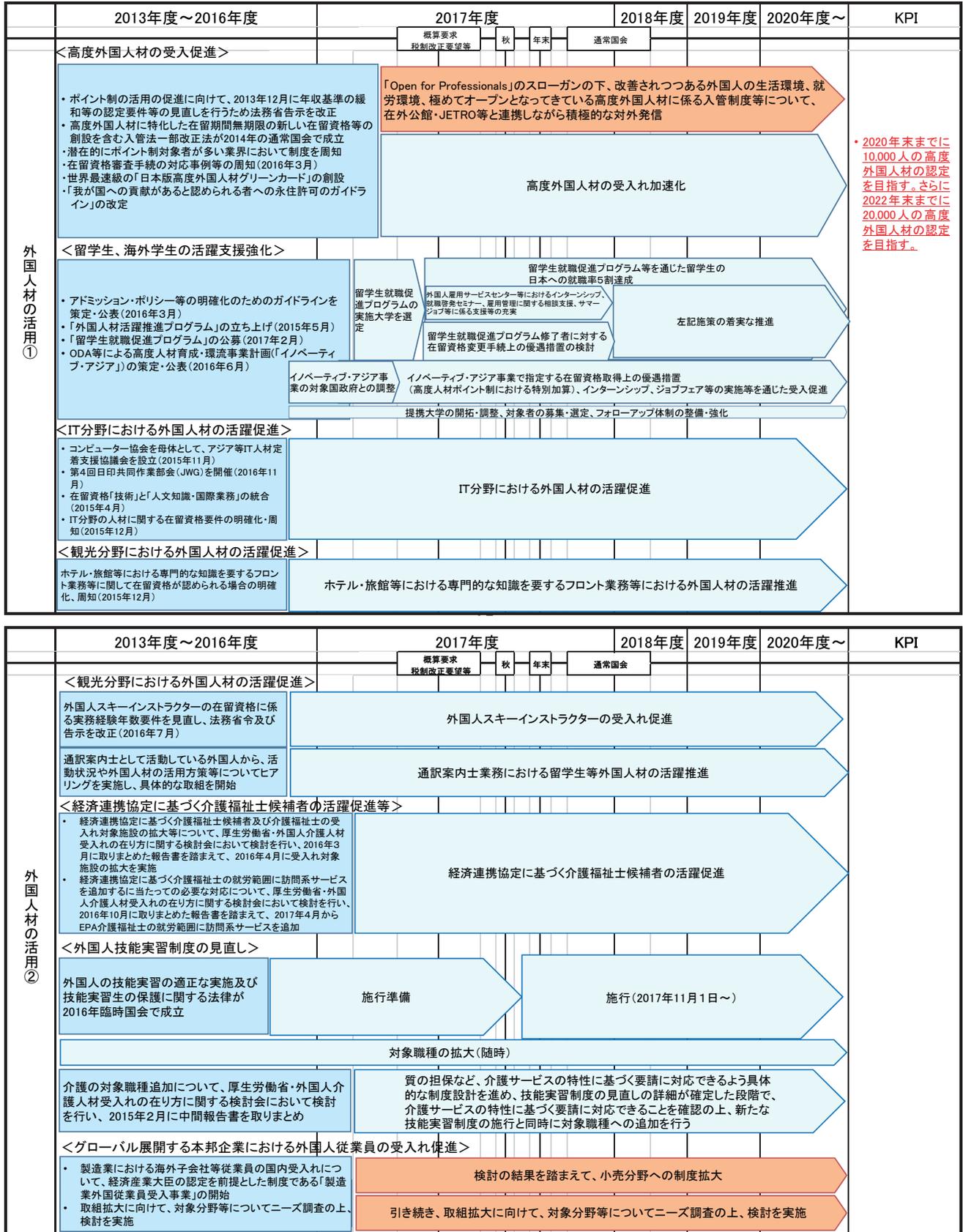
現在の国における外国人政策について、取組方針や内容を以下にまとめる。

図表1-2-1 国における現在の外国人施策の概要

カテゴリ	計画等	策定年度	取組方針・内容
安心・安全	法務省「第5次出入国管理基本計画」	平成27(2015)年度	<ul style="list-style-type: none"> ■安全・安心な社会の実現のため、厳格かつ適切な入国審査と不法滞在者棟への対策を強化していく
国内経済の活性化	法務省「第5次出入国管理基本計画」	平成27(2015)年度	<ul style="list-style-type: none"> ■我が国経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていく ■少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについて、幅広い観点から政府全体で検討していく ■観光立国の実現に寄与するため、訪日外国人の出入国手続を迅速かつ円滑に実施する
	内閣府「未来投資戦略2017」	平成29(2017)年度	<ul style="list-style-type: none"> ■外国人起業者や高度外国人材の更なる受入れ拡大 ■外国人材の活用を含むダイバーシティ経営の実践の促進 ■外国人留学生の日本国内で就職率向上に向けた就労支援
	内閣府「経済財政運営と改革の基本方針2017」	平成29(2017)年度	<ul style="list-style-type: none"> ■働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現（高度外国人材を更に受け入れるための、就労環境・生活環境の整備やマッチング支援等の推進）
地域社会における多文化共生	総務省「地域における多文化共生推進プラン」	平成18(2006)年度	<ul style="list-style-type: none"> ■自治体に対する多文化共生の推進に係る指針・計画の策定及び多文化共生の計画的、総合的な実施を促進
	総務省「多文化共生事例集2017」	平成28(2016)年度	<ul style="list-style-type: none"> ■「地域における多文化共生推進プラン」の策定・通知から10年が経過し、外国人住民の多国籍化・高齢化など外国人を取り巻く状況が変化していることから、優良な取組の全国的な普及・展開を目的とした事例集を作成・公表
	法務省「第5次出入国管理基本計画」	平成27(2015)年度	<ul style="list-style-type: none"> ■受け入れた外国人との共生社会の実現に貢献していく
国際社会への貢献	法務省「第5次出入国管理基本計画」	平成27(2015)年度	<ul style="list-style-type: none"> ■開発途上国等への国際貢献の推進を図る観点から、新たな技能実習制度を構築する ■国際社会の一員として、難民の適正かつ迅速な庇護の推進を図っていく

外国人施策においては、特に外国人材(高度外国人材を含む)の活用が進められており、国は2020年に向けて更なる受入れ拡大を目指している。外国人材の活用に向けた中長期的な取組については、次の図表のとおりである。

図表1-2-2 国における外国人材の活用に向けた中長期的な取組(1/2)



出典：内閣府「未来投資戦略2017」(平成29(2017)年)

図表1-2-2 国における外国人材の活用に向けた中長期的な取組（2／2）

		2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
外国人材の活用③	<外国人家事支援人材の活用>	<ul style="list-style-type: none"> 外国人家事支援人材の入国・在留を可能とする特例措置を盛り込んだ改正国家戦略特別区域法が成立（2015年7月） 東京圏及び関西圏の国家戦略特区において家事支援外国人受入事業を認定 	外国人家事支援人材の活用						
	<介護分野の国家資格を取得した外国人留学生の活躍支援等>	介護福祉士の国家資格を有する者の国内における就労を認めるための新たな在留資格の創設を盛り込んだ入管法一部改正法が2016年臨時国会で成立	施行準備		施行（2017年9月1日～）				
	<在留管理基盤強化と在留資格手続の円滑化・迅速化>		各種識別番号の活用の在り方など外国人の就労状況を正確かつ迅速に把握するための方策の検討、在留管理基盤の強化			オンライン化を含めた在留資格手続の円滑化・迅速化			
			在留資格手続のオンライン化に向けた所要の準備						
	<外国人受入れのための生活環境整備>	<ul style="list-style-type: none"> 対日直接投資推進会議において、生活環境整備に関する施策を検討 外国人患者受入れ体制が整備された医療機関を40か所程度へ拡充 医療機関、銀行、電気・ガス等の外国語対応が可能な拠点等について、2016年中にJETROホームページにおいて一元的に掲載 	外国人受入れのための生活環境整備について、担当する省庁が速やかかつ着実に実施可能な限り早期に、必要とする全ての外国人子弟が日本語と教科の統合指導（JSLカリキュラム）を受けられるようにする		<ul style="list-style-type: none"> 「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を2020年までに100箇所まで整備する目標を前倒し、2017年度中の達成を目指す 基幹となる医療機関に加え、地域の実情を踏まえながら、外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、受入れ環境の更なる充実を目指す 		左記の取組を着実に実施		
		日常生活の場面での外国語対応拡充及び情報発信							
外国人材の活用④	<外国人受入れのための就労環境整備>		企業の表彰等を通じ、外国人の活用に積極的な企業の結集を目指し、普及啓発活動を実施						
	「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン」とりまとめ（平成29年3月ダイバーシティ2.0検討会）	企業における職務等の明確化と公正な評価・処遇の推進や、英語でも活躍できる環境の整備など、外国人を更に積極的に受け入れるための就労環境の整備							
	外国人材にとっても魅力ある就労環境等を整備していくことを記載した働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を取りまとめ								
	<建設及び造船分野における外国人材の活用>	2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関連施設整備等による建設需要の増大に対応するため、外国人材の活用促進につき緊急かつ時限的措置（2020年度で終了）。造船分野も同様の措置をとる。	関連工事が引き続き行われることが見込まれる2018年度以降に入国して外国人建設就労者となる者が減少するおそれがあり、大会の成功に万全を期すとの制度の趣旨に鑑み、施工体制の更なる充実のため運用を見直す。造船分野においても同様に運用を見直す。						

出典：内閣府「未来投資戦略2017」（平成29（2017）年）

2. 多文化共生に向けた東京都の取組

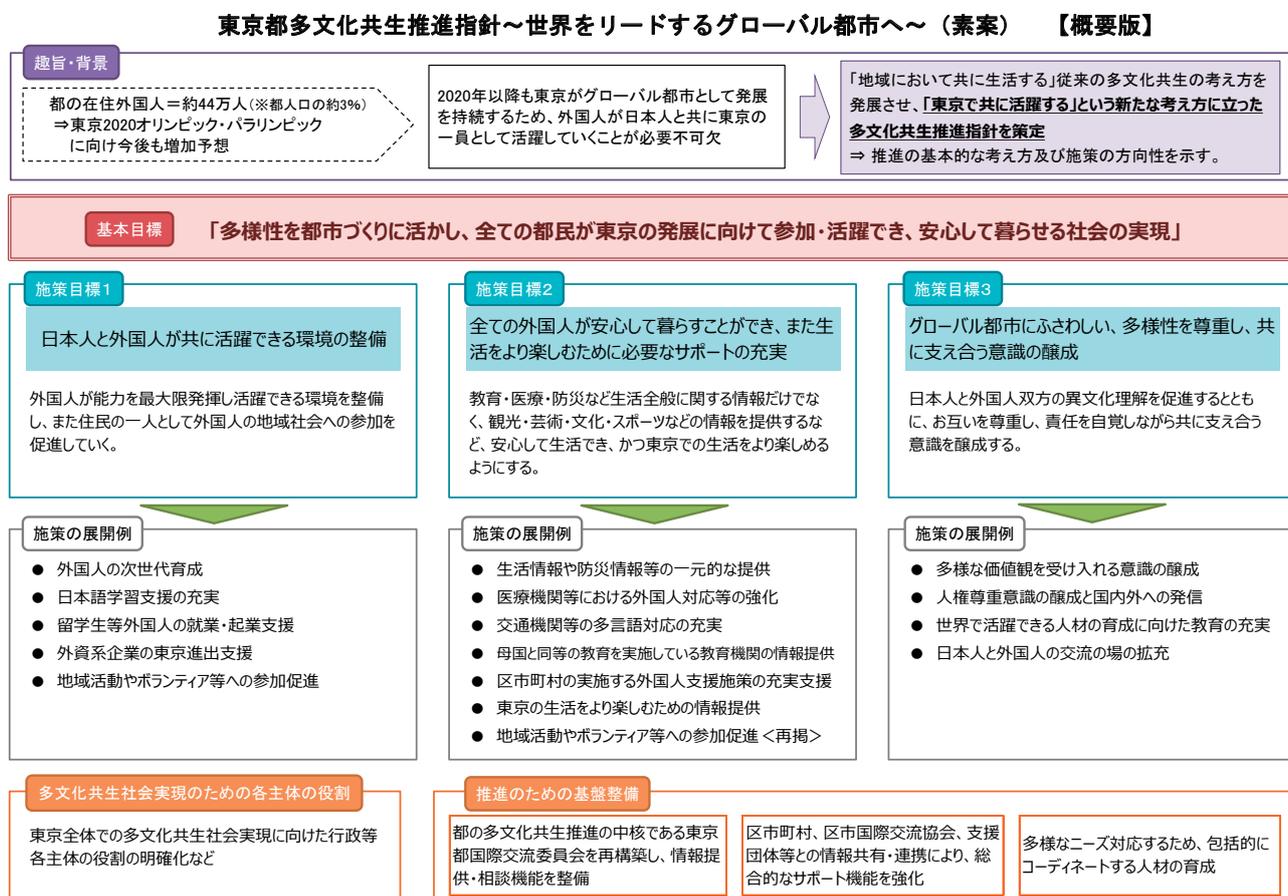
東京都は、平成13（2001）年度から、日本人と外国人双方の委員で構成する「地域国際化推進検討委員会」を設置し、東京を外国人も住みやすく、活躍できるまちにするための課題について検討している。また、東京都国際交流委員会を通じて、生活情報の多言語提供や国際交流協会・支援団体とのネットワークづくりを推進するとともに、都の各局において、それぞれの所管の中で在住外国人を支援する事業を実施している。

主な事業として、外国人に対しては、東京都公式ホームページにおける外国語ページの設置及び都政情報の提供や、東京都国際交流委員会を通じた生活に関する多言語情報の提供、外国語対応ができる医療機関の紹介等に取り組んでいる。また、外国人のための相談体制として、労働相談や外国人児童・生徒への相談の実施、防災のための取組として、外国人に対する防災知識の提供や防災訓練の開催等に取り組んでいる。

これらの様々な取組は、福祉的観点からの外国人支援策が中心となっている。しかしまた、東京都が目指す誰もが幸せを実感でき、誰もが住み続けたい都市の実現に向けては、外国人人口増加に伴う対応を行うだけでなく、全ての外国人がその能力を最大限発揮し、地域の一員として活躍できる環境を整備することが重要となっている。

このような状況を受け、東京都では、2020年以降も東京が世界をリードするグローバル都市として発展を続けていくために、平成28（2016）年2月に「東京都多文化共生推進指針～世界をリードするグローバル都市へ～」を策定し、日本人と外国人が共に活躍し、共に支え合う社会（東京における多文化共生社会）の実現に向けた取組を進めている（図表1-2-3）。

図表1-2-3 東京都多文化共生推進指針の概要



※適法に3か月を超えて在留し、住民基本台帳に登録している外国人

出典：東京都「東京都多文化共生推進指針」（平成28（2016）年2月）

3. 多文化共生に向けた市町村の取組

(1) 自治体における多文化共生推進に係る指針・計画の策定状況

総務省自治行政局国際室の調査によると、平成28(2016)年4月1日時点では、42%の自治体が、多文化共生推進に係る指針・計画を策定している⁹(図表1-2-4)。

自治体の種類別に見ると、都道府県及び指定都市では90%以上が策定しているが、指定都市以外の市で策定しているのは62%、区では78%にとどまる。さらに、町では22%、村では10%と策定している割合が急激に低くなっており、団体規模が小さくなるにつれ、多文化共生推進に係る指針・計画の策定割合が下がる傾向にある。

図表1-2-4 多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況

多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況(全体)

		(団体数、%)						
回 答		都道府県	指定都市	市(指定都市除く)	区	町	村	全体
(1) 指針・計画について	1.多文化共生に関する指針・計画を単独で策定している	17 (36%)	8 (40%)	61 (8%)	5 (22%)	1 (0%)	0 (0%)	92 (5%)
	2.国際化施策一般に関する指針・計画の中で、多文化共生施策を含めている	20 (43%)	10 (50%)	64 (8%)	3 (13%)	8 (1%)	0 (0%)	105 (6%)
	3.総合計画の中で、多文化共生施策を含めている	7 (15%)	2 (10%)	354 (46%)	10 (43%)	157 (21%)	19 (10%)	549 (31%)
	策定している(計)	44 (94%)	20 (100%)	479 (62%)	18 (78%)	166 (22%)	19 (10%)	746 (42%)
	4.策定していないが、今後策定の予定がある	1 (2%)	0 (0%)	19 (2%)	3 (13%)	19 (3%)	2 (1%)	44 (2%)
	5.策定しておらず、今後策定の予定もない	2 (4%)	0 (0%)	272 (35%)	2 (9%)	560 (75%)	162 (89%)	998 (56%)
	策定していない(計)	3 (6%)	0 (0%)	291 (38%)	5 (22%)	579 (78%)	164 (90%)	1042 (58%)
	総 計	47 (100%)	20 (100%)	770 (100%)	23 (100%)	745 (100%)	183 (100%)	1788 (100%)
	無回答	0	0	0	0	0	0	0
	自治体数	47	20	770	23	745	183	1788

(注)平成28年4月総務省自治行政局国際室調査による。(平成28年4月1日現在)

出典：総務省自治行政局国際室調査（平成28（2016）年4月1日時点）に一部追記

9 「多文化共生に関する指針・計画を単独で策定している」、「国際化施策一般に関する指針・計画の中で、多文化共生施策を含めている」、「総合計画の中で、多文化共生施策を含めている」を合算している。

(2)基礎自治体における多文化共生に向けた取組の状況

本項では、平成25(2013)年に三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が実施した、「基礎自治体の外国人政策に関するアンケート調査報告書」に基づき、基礎自治体における多文化共生に向けた取組状況を整理する。

1) 外国人住民に対する施策展開の状況

-言語の壁を乗り越えるための支援が中心であり、生活する上での具体的な課題解決や、

外国人住民同士の共助を促す取組など、踏み込んだ内容までは進んでいない-

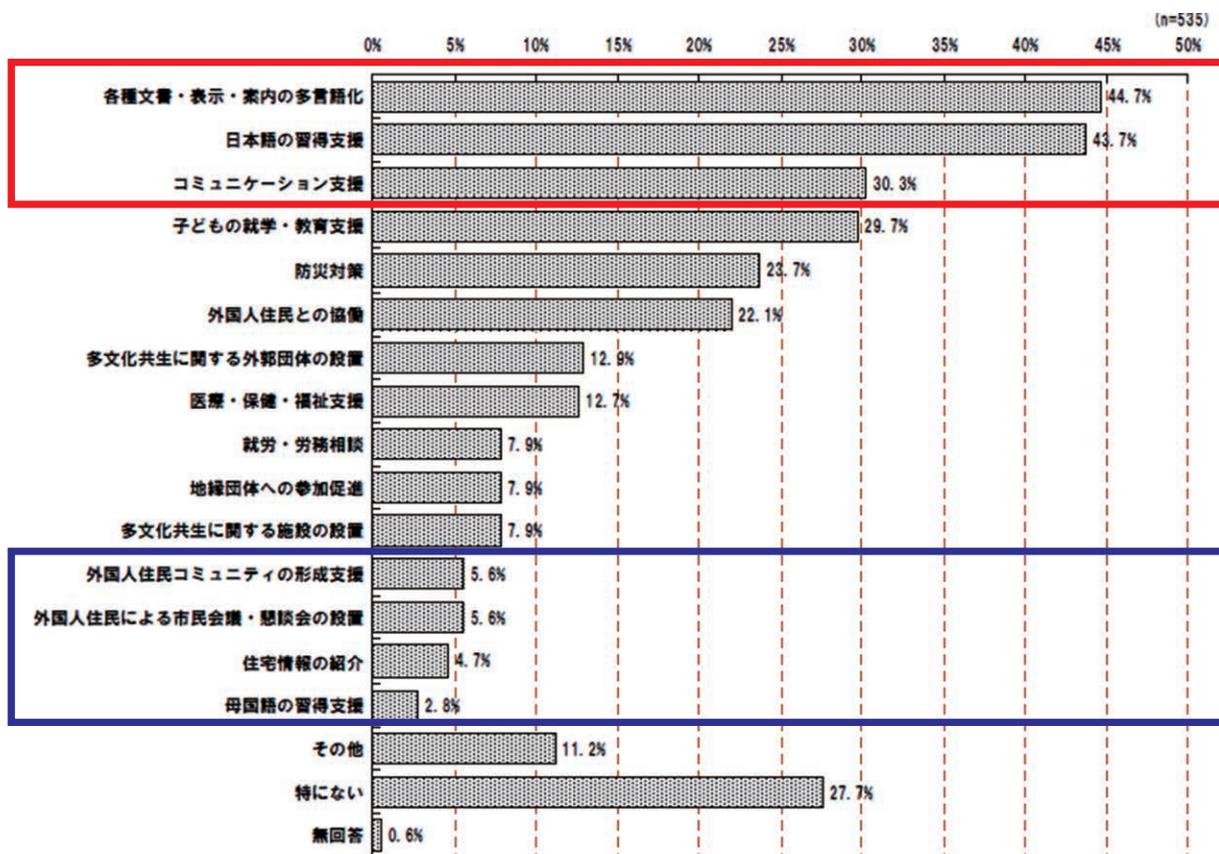
基礎自治体における外国人住民に対する施策として、最も多く挙げられたのは「各種文書・表示・案内の多言語化(44.7%)」であり、次いで「日本語の習得支援(43.7%)」、窓口への通訳派遣等の「コミュニケーション支援(30.3%)」となっている。特に、言葉の壁を乗り越えるための支援に関する施策が多いことがうかがえる(図表1-2-5)。

一方、取り組んでいる団体が最も少ないのは「母国語の習得支援(2.8%)」であり、次いで「住宅情報の紹介(4.7%)」、「外国人住民による市民会議・懇談会の設置(5.6%)」及び「外国人住民コミュニティの形成支援(同率)」が挙げられた。

このように、住宅情報の紹介や市民会議・懇談会等、外国人住民の生活上の問題把握及び解決のための取組や、外国人住民コミュニティの形成支援等、外国人住民同士の共助を促す取組のように、言語支援から一歩踏み込んだ取組までは進んでいない実状がうかがえる。

また「特にない」が27.7%と、約3割の団体が特に外国人住民に対する施策を実施していない状況にある。

図表1-2-5 外国人住民施策の取組内容 (N=535,MA)



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
「基礎自治体の外国人政策に関するアンケート調査報告書」(平成25(2013)年5月)に一部追記

2) 日本人住民に向けた取組

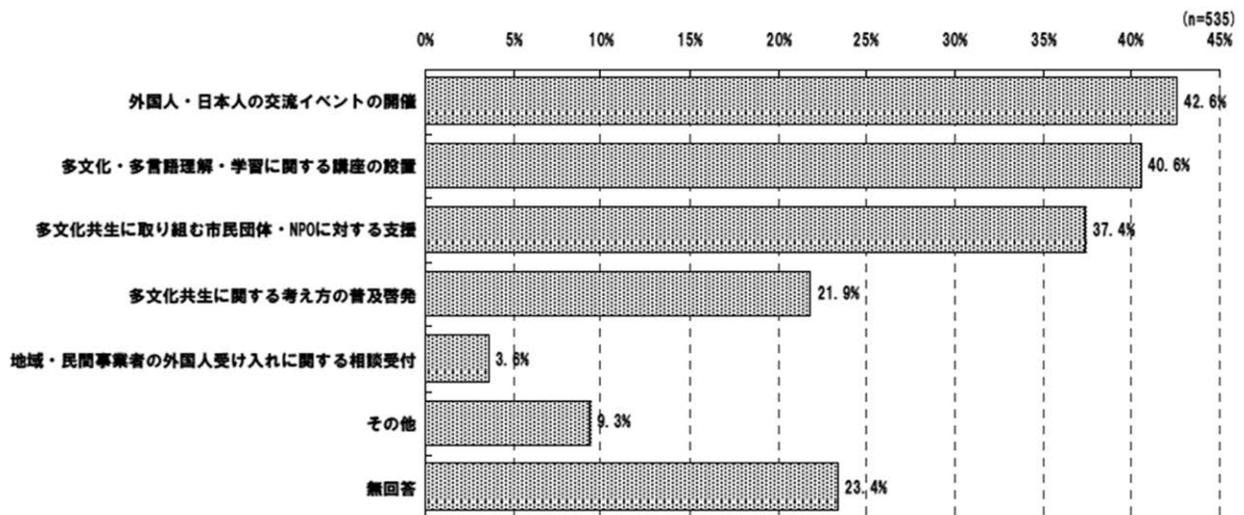
-意識啓発や理解醸成のためのイベントや講座開催が中心で、

外国人住民の受入れ対応を促すような取組には力点が置かれていない-

基礎自治体における多文化共生に向けた日本人住民に対する施策として、最も多かったのは「外国人・日本人の交流イベントの開催（42.6%）」であり、次いで「多文化・多言語理解・学習に関する講座の設置（40.6%）」、「多文化共生に取り組む市民団体・NPOに対する支援（37.4%）」と、いずれも約4割の団体が実施している（図表1-2-6）。一方、「地域・民間事業者の外国人受け入れに関する相談受付」に取り組んでいる団体は、わずか3.6%である。

日本人住民に対する施策としては、意識啓発や理解醸成のためのイベントや講座開催が中心である一方、多文化共生に取り組む市民団体等以外に、一般の地域住民や事業者による外国人住民の受入れ対応を促すような取組には力点が置かれてない状況にあるものと考えられる。

図表1-2-6 日本人住民に対する多文化共生施策の取組内容（N=535,MA）



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
「基礎自治体の外国人政策に関するアンケート調査報告書」（平成25（2013）年5月）

3) 取組の実施体制

- 庁内における取組体制の整備が進んでいない自治体が半数以上を占め、

庁外でも日本人主体の市民団体等以外との連携はほとんど進んでいない-

外国人住民施策に関する庁内体制としては、「特に設置していない」という自治体が61.9%と半数以上を占めている。これに対し、「外国人施策に関する専門部署・担当を設置(28.2%)」、「部局を横断した会議体・チームを設置(7.3%)」している自治体は少ない状況にある(図表1-2-7)。

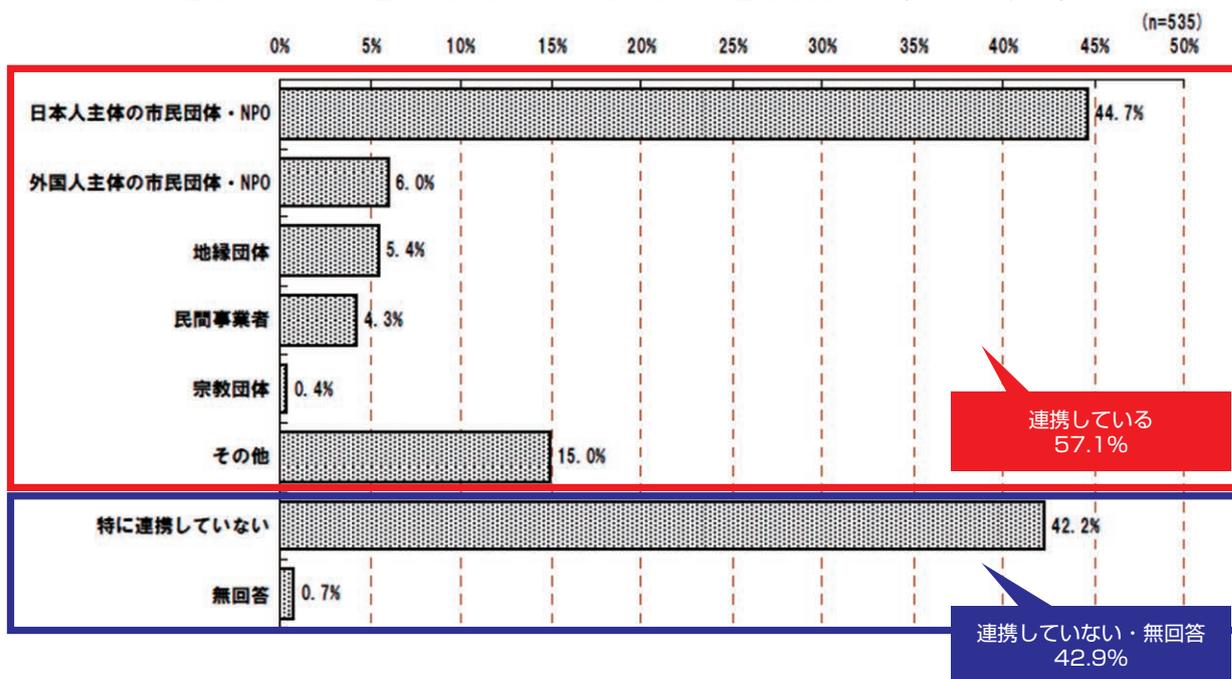
一方、庁外における体制づくりとして、外部団体と連携している団体は全体の57.1%で、特に連携していない団体は42.2%を占めている(図表1-2-8)。具体的な連携先として最も多いのは、「日本人主体の市民団体・NPO」で44.7%である。それ以外の団体に関しては、「外国人主体の市民団体・NPO」が6.0%、「地縁団体」が5.4%、「民間事業者」が4.3%、「宗教団体」が0.4%と、連携はほとんど進んでいない状況にある。

図表1-2-7 外国人住民施策に関する庁内体制【全体結果】(N=535,MA)



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
「基礎自治体の外国人政策に関するアンケート調査報告書」(平成25(2013)年5月)に一部追記

図表1-2-8 外国人住民施策に関する外部団体との連携体制(N=535,MA)



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
「基礎自治体の外国人政策に関するアンケート調査報告書」(平成25(2013)年5月)に一部追記

4) 外国人政策全般に関する課題

外国人政策全般に関する課題についての自由回答では、大きく10点が挙げられた(図表1-2-9)。

図表1-2-9 外国人政策全般に関する課題

分類		課題
国の方針		i. 外国人施策に関する国の方針の明確化
体制づくり		ii. 外国人住民の少ない自治体における取組の難しさ
		iii. 人材の確保・育成の必要性
取組方法	全体	iv. 多分野にわたる課題対応への難しさ
		v. 外国人住民の実態・ニーズの把握
		vi. 効果的な情報発信のあり方
	分野別	vii. 外国人住民の日本語習得の重要性
		viii. 外国人児童・生徒に対する支援
		ix. 災害時の対応
住民の意識醸成		x. 日本人住民の意識醸成

i. 外国人施策に関する国の方針の明確化

- 基礎自治体がそれぞれ外国人住民施策に取り組むためには、国による外国人受入れに対する方針の明確化とそれに伴う法整備・施策展開が必要である。また、方針に基づき、国が先導して取組を推進することや、多分野にわたる問題に対応するための各省庁の連携が必要である。

ii. 外国人住民の少ない自治体における取組の難しさ

- 外国人住民数が少ない、あるいは人口に占める割合が低い基礎自治体においては、厳しい財政状況・職員の人手不足の中で、外国人住民に対する施策を展開することが難しい。

iii. 人材の確保・育成の必要性

- 外国人住民に対する支援等の担い手には、語学能力や自分とは異なる文化を拒絶せず受け入れるという心構えとともに、支援内容に応じた専門知識等が求められる。このようなスキルを有する人材の育成方法も含めた、人材確保の体制づくりを検討していく必要がある。

iv. 多分野にわたる課題対応への難しさ

- 外国人施策と一口に言っても、取組分野は多岐に渡り、またその住民の個々の背景(出身国や在留目的等)によっても必要な対策が異なることから、対応が難しい。

v. 外国人住民の実態・ニーズの把握

- 外国人住民に対する施策を効果的に展開するには、彼らの実態・ニーズを把握することが不可欠である。しかし、現状は十分に把握できているとは言い難いため、今後、把握方法について検討していく必要がある。

vi. 効果的な情報発信のあり方

- 「各種文書・表示・案内の多言語化」は、回答自治体の44.7%（図表1-2-5）が実施しているものの、対象である外国人がその取組を知らないという状況にあるため、今後は情報を効果的に伝える方法を検討する必要がある。

vii. 外国人住民の日本語習得の重要性

- 日本語の能力は、外国人の日本での生活全てに影響する。外国人のみで構成されるコミュニティの中だけでなく、日本人と共生するためには、一定程度の日本語能力が不可欠であるため、外国人住民が日本語を学べる機会の確保が重要である。

viii. 外国人児童・生徒に対する支援

- 自らの意思にかかわらず、母国を離れて生活する児童・生徒に対しては、彼らが将来的に自立できるような生活面・教育面での支援が重要である。一方で、自治体によっては対象となる児童・生徒が少なく、人材・費用の確保が難しい場合もあるため、今後は、国や都道府県等からの財政・人材面での支援も期待したい。

ix. 災害時の対応

- 外国人に対する災害時の支援については、日本語能力が十分でないために情報が正確に伝わらないことや、出身国によっては災害や避難に対する知識が全くないことなどを踏まえて取り組む必要がある。

x. 日本人住民の意識醸成

- 今後、多文化共生を目指すにあたっては、外国人と日本人双方の歩み寄りが重要である。外国人住民への施策とともに、受入れ側である自治体職員や日本人住民の意識醸成・理解促進を図るための取組を実施していくことが必要である。

(3)自治体間の連携による多文化共生に向けた取組

1)「外国人集住都市会議」の取組

①設立の経緯及び目的

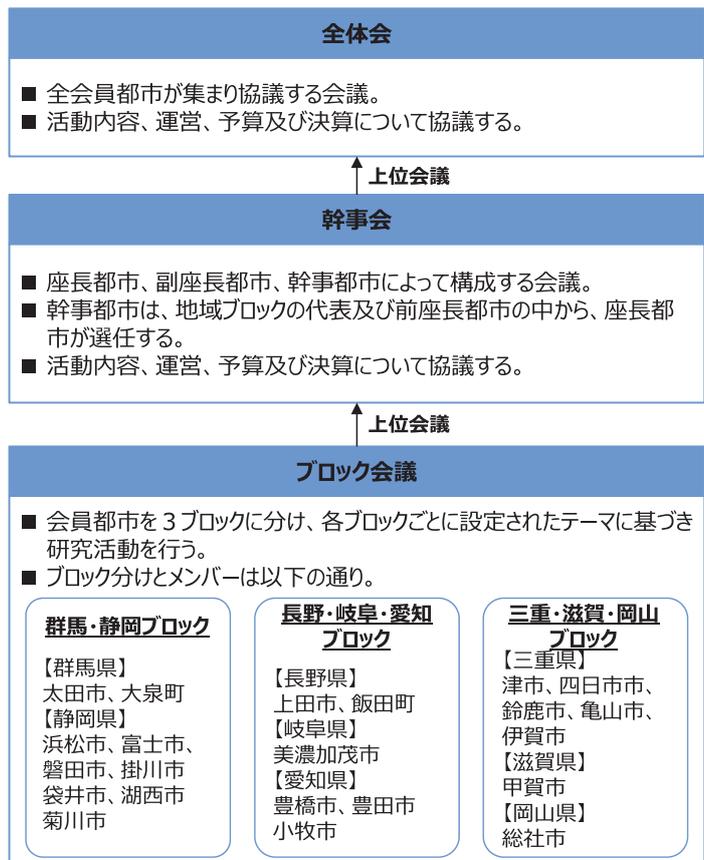
1980年代後半のバブル期の労働力不足を背景に、平成2(1990)年、改正入管法が施行されたことを受け、日系人の2世・3世及びその家族が「定住者」の在留資格を取得し、日本で自由に働くことができるようになった。そのため、静岡県浜松市など製造業が盛んな地域では、南米日系人を中心とした外国人住民が急増し、外国人住民と日本人住民の言語や生活習慣の違い等による戸惑いや摩擦が生じるようになった。自治体としては、外国語による情報提供や相談対応、日本語教室の開催などに取り組むも、外国人住民に係る就労や健康保険、子どもの教育などの諸課題は、国の法律や制度などに起因するものであり、自治体単独での解決は困難であった。

このような状況の中、浜松市の呼びかけにより、ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政や国際交流協会等が集まり、平成13(2001)年に外国人集住都市会議(以下「集住都市会議」)が設立された。この集住都市会議は、外国人住民に係わる施策や活動状況に関する情報交換、国・県及び関係機関への提言を行うことを目的としている。

②組織及び会員都市

現在は、南米系の外国人住民が多い22の会員都市に加え、オブザーバーとして参加する都市により議論が行われている。近年では、日本全国で外国人住民が増加していることから、集住都市会議で話し合っている課題は、もはや南米日系人の多い都市に限ったものではなく、全ての外国人、そして日本人がともに暮らしやすい社会を目指すための全国共通の課題であるとして、全ての都市に参加の門戸を開いている。実際に、平成27(2015)年には、韓国・朝鮮や中国国籍の外国人住民が多い新宿区、大田区もオブザーバーとして参加している。

図表1-2-10 外国人集住都市会議の組織



出典：外国人集住都市会議ホームページより作成
<http://www.shujutoshi.jp/soshiki/index.htm>
 (平成30(2018)年1月5日確認)

③外国人集住都市会議の取組

平成13(2001)年、浜松市において第1回外国人集住都市会議が開催され、「日本人住民と外国人住民が、互いの文化や価値観に対する理解と尊重を深めるなかで、健全な都市生活に欠かせない権利の尊重と義務の遂行を基本とした真の共生社会の形成」をうたう「浜松宣言」、及び「外国人住民に係わる教育」、「外国人住民に係わる社会保障」、「外国人登録等諸手続き」についての3つの「提言」が採択された。

その後、会員都市間での情報共有とブロックごとの調査研究を重ね、毎年の首長会議で各都市の外国人住民の実情を報告するとともに、国、県、関係機関などに対して提言等を行ってきた。特に、国に対しては、外国人の出入国管理政策に留まることなく、多文化共生政策との両輪で展開すべきであり、国における多文化共生政策を総合的に実施できる外国人庁の設置の必要性を長年訴えている。

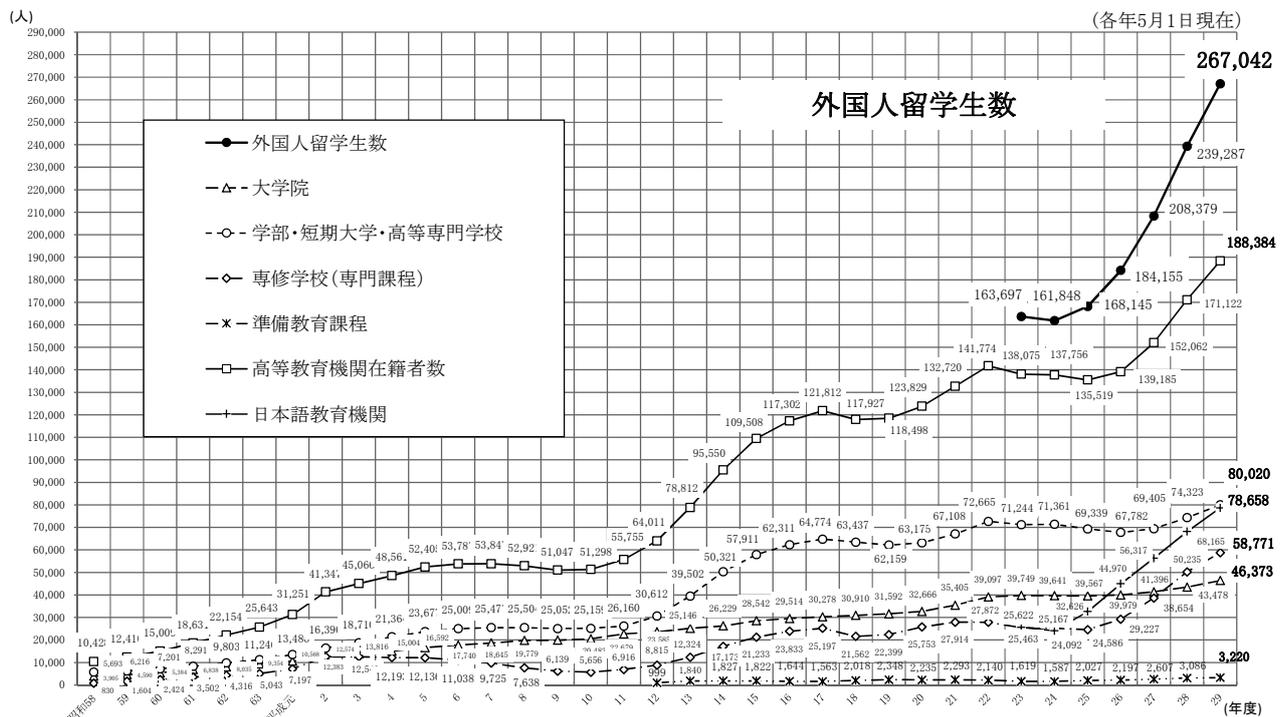
第3節 民間団体等による取組状況

1. 留学生の受入れ及び卒業後の日本での就職状況

(1) 留学生の受入れ状況

平成29(2017)年5月1日時点における外国人留学生の数は26万7,042人であり、いずれの教育機関においても昭和58(1983)年度以降増加傾向にある(図表1-3-1)。特に平成24(2012)年度以降は日本語教育機関、専修学校(専門課程)における留学生数の増加が著しく、これらの99.9%が私立の教育機関である(次頁図表1-3-2)。

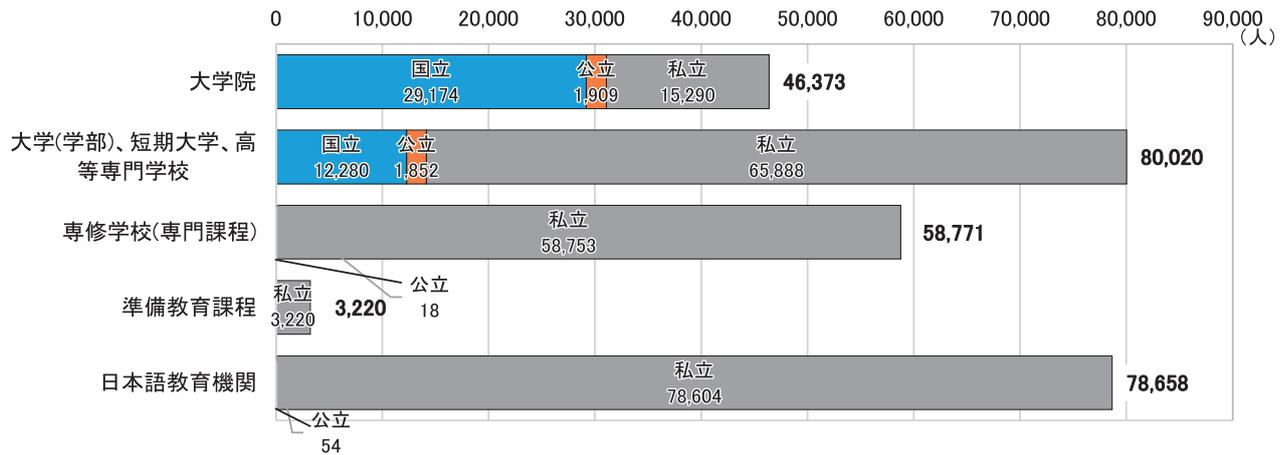
図表1-3-1 教育機関別の留学生数の推移(各年5月1日現在)



出典：独立行政法人日本学生支援機構「平成29年度外国人留学生在籍状況調査結果」(平成29(2017)年12月)

※「出入国管理及び難民認定法」の改正(平成21(2009)年7月15日公布)により、在留資格「留学」及び「就学」が一歩化されたことから、平成23(2011)年5月以降は日本語教育機関に在籍する留学生を含めた留学生も計上している。

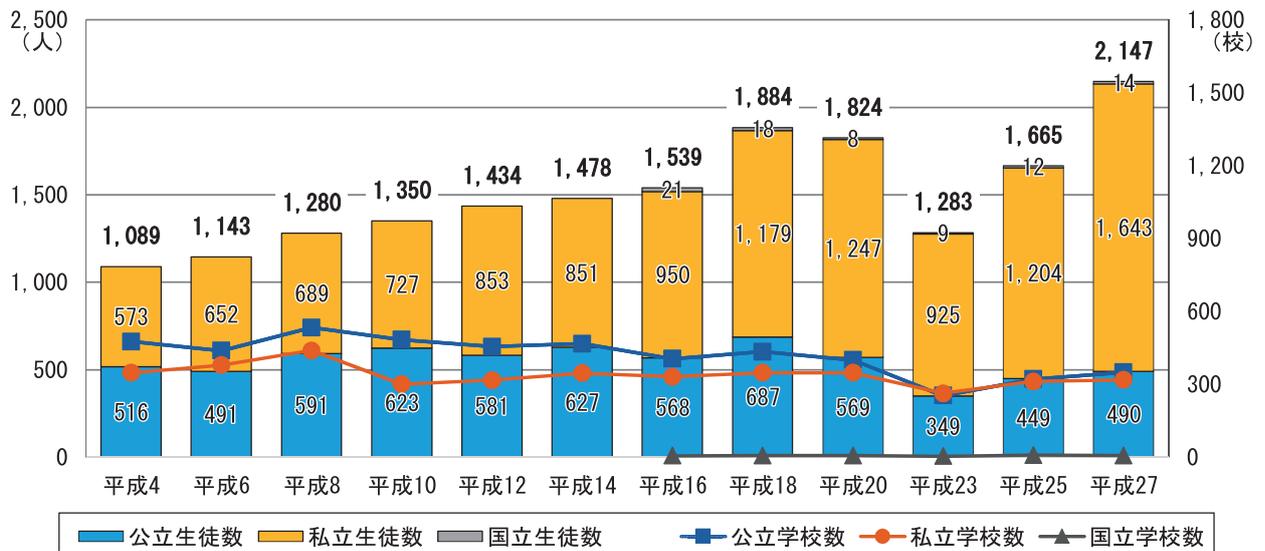
図表1-3-2 在学段階別・国公立別の外国人留学生数（平成29（2017）年5月1日現在）



出典：独立行政法人日本学生支援機構「平成29年度外国人留学生在籍状況調査結果」（平成29（2017）年12月）より作成

また、平成27（2015）年度における高等学校等の外国人留学生の数は2,147人である。設置主体の別に限らず、受入れを実施している高等学校数自体は増加していないものの、1校あたりの受入れ人数の増加が見られ、特に私立学校における増加率が高い状況にある（図表1-3-3）。

図表1-3-3 外国人留学生受入れ学校数・外国人留学生数の推移

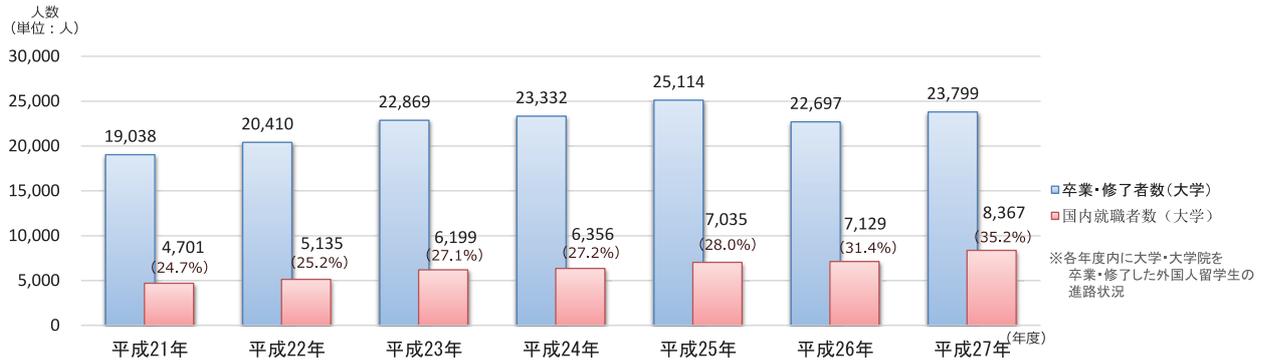


出典：文部科学省「平成27年度 高等学校等における国際交流等の状況について」（平成29（2017）年）より作成
 ※高等学校等とは、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部を指す。
 ※平成4年～14年は私立及び公立のみ調査対象としている。

(2) 留学生の日本での就職状況

独立行政法人日本学生支援機構の調査によると、大学（学部・院）段階における外国人留学生の国内就職者数は、平成21（2009）年度以降増え続けているが、平成27（2015）年度の卒業・修了者数に占める国内就職者数の割合は、35.2%にとどまる（図表1-3-4）。しかし、日本における就職を希望する外国人留学生は全体の約64%という調査結果¹¹もあり、単に外国人留学生の受入れ促進を図るだけでなく、優秀な人材の卒業・終了後の国内への定着化が求められている。

図表1-3-4 大学（学部・院）段階における外国人留学生の卒業・修了及び国内就職の推移



出典：文部科学省「外国人留学生の就職促進について」（平成29（2017）年6月）

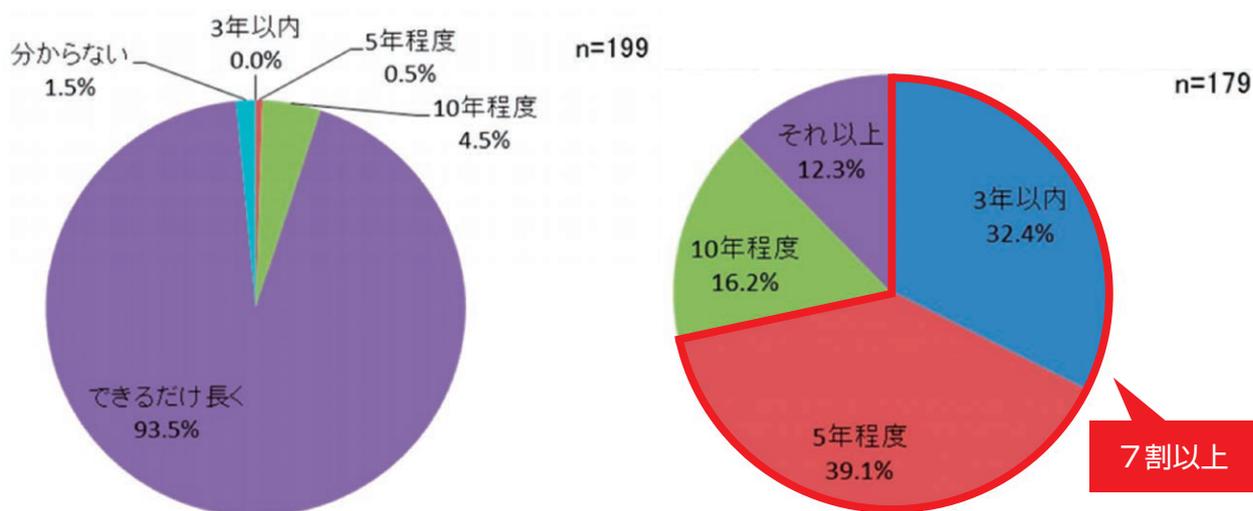
※グラフデータの出典は（独）日本学生支援機構「平成27年度外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」（平成29（2017）年4月）

10 独立行政法人日本学生支援機構「平成27年度外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」（平成29（2017）年4月）

11 独立行政法人日本学生支援機構「平成27年度私費外国人留学生生活実態調査」（平成28（2016）年9月）

また、日本における就職後の定着化も課題となっている。経済産業省の「外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査」（平成26（2014）年度）における企業アンケートによると、企業としては採用した外国人社員にできるだけ長く勤務してほしいと考えている一方、留学生出身の外国人社員の平均勤続年数は「3年以内（32.4%）」、「5年程度（39.1%）」が全体の7割以上を占めている¹²（図表1-3-5）。

図表1-3-5 留学生出身の外国人社員に望む勤続年数（左）及び
留学生出身の外国人社員の平均勤続年数（右）



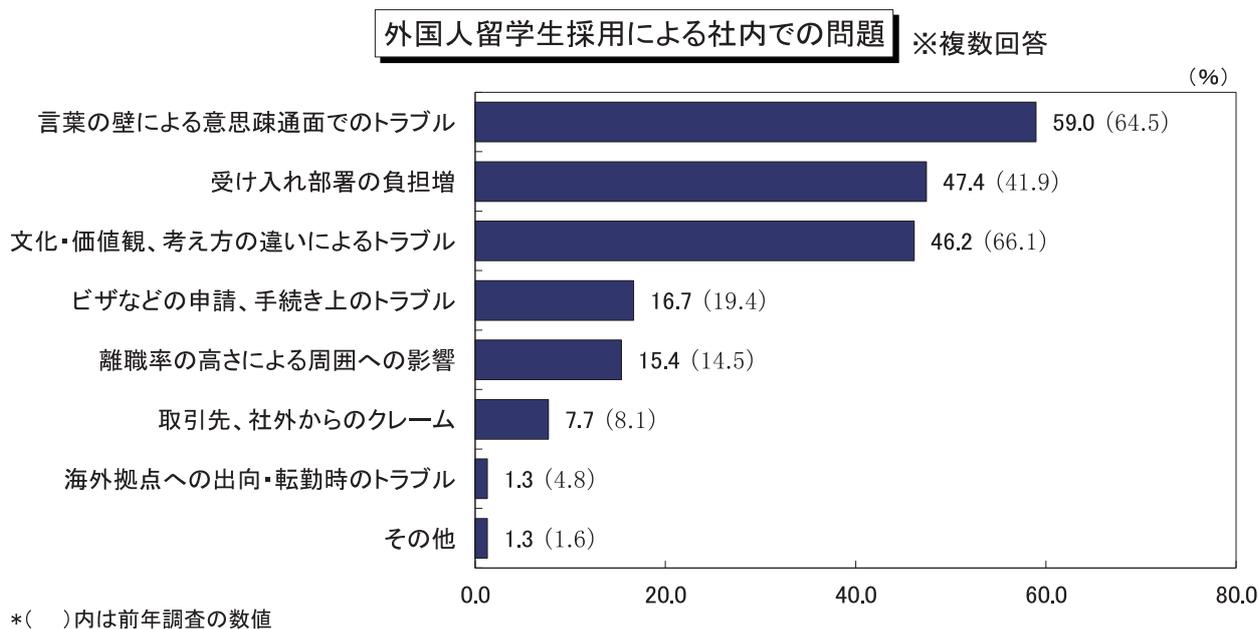
出典：新日本有限責任監査法人「平成26年度産業経済研究委託事業
（外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査）報告書」（平成27（2015）年3月）に一部追記

12 留学生の採用から年月が経過していないために、離職していなくても平均勤続年数は短いという企業も含まれる可能性がある点に留意が必要である。

株式会社DISCOの外国人留学生の採用実績がある事業者に対するアンケート調査¹³によると、採用したことによる社内で問題については、「言葉の壁による意思疎通面でのトラブル」の59.0%が最も多く、次いで、「受け入れ部署の負担増」の47.4%、「文化・価値観、考え方の違いによるトラブル」の46.2%となっている(図表1-3-6)。

前年度調査と比較すると「言葉の壁による意思疎通面でのトラブル」は5.5ポイント減少、「文化・価値観、考え方の違いによるトラブル」は19.9ポイント減少したことから、言語面での問題や文化的背景に係る問題は、解決が進んでいるように見られる。一方、「受け入れ部署の負担増」は5.5ポイント増加している。今後は、採用した留学生への対応を全社的にサポートするなど、受け入れ部署の負担を軽減するための取組が一層求められているものと考えられる。

図表1-3-6 外国人留学生採用による社内での問題 (N=628、MA)



出典：株式会社DISCO「外国人留学生／高度外国人材の採用に関する企業調査」(平成28(2016)年12月)

13 株式会社DISCO「外国人留学生／高度外国人材の採用に関する企業調査」(平成28(2016)年12月)

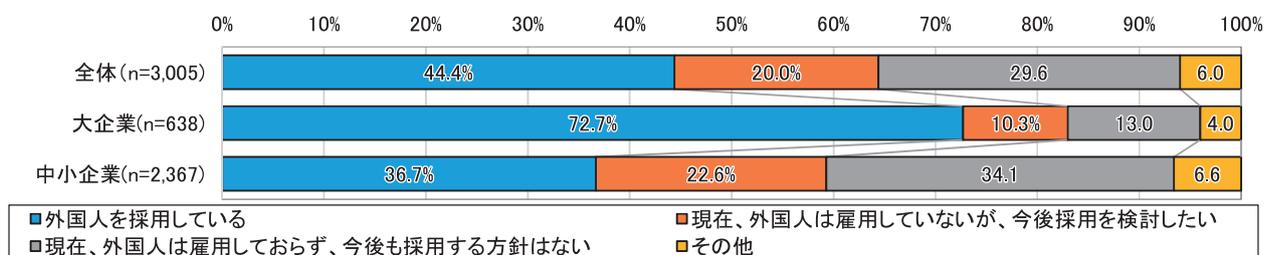
2. 外国人住民の就業者としての受入れ状況

(1) 事業者における外国人住民の雇用状況

独立行政法人日本貿易振興機構が国内事業者に対して実施した「2015年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査（平成28（2016）年3月）」によると、回答のあった国内事業者のうち44.4%が外国人住民を雇用している（図表1-3-7）。事業者の規模別に見ると、大企業の7割が外国人住民を雇用していると回答しているのに対し、中小企業で雇用しているのは約4割に留まる。また、今後においても採用する方針がないという回答率は、大企業に比べて中小企業の方が高い状況にある。

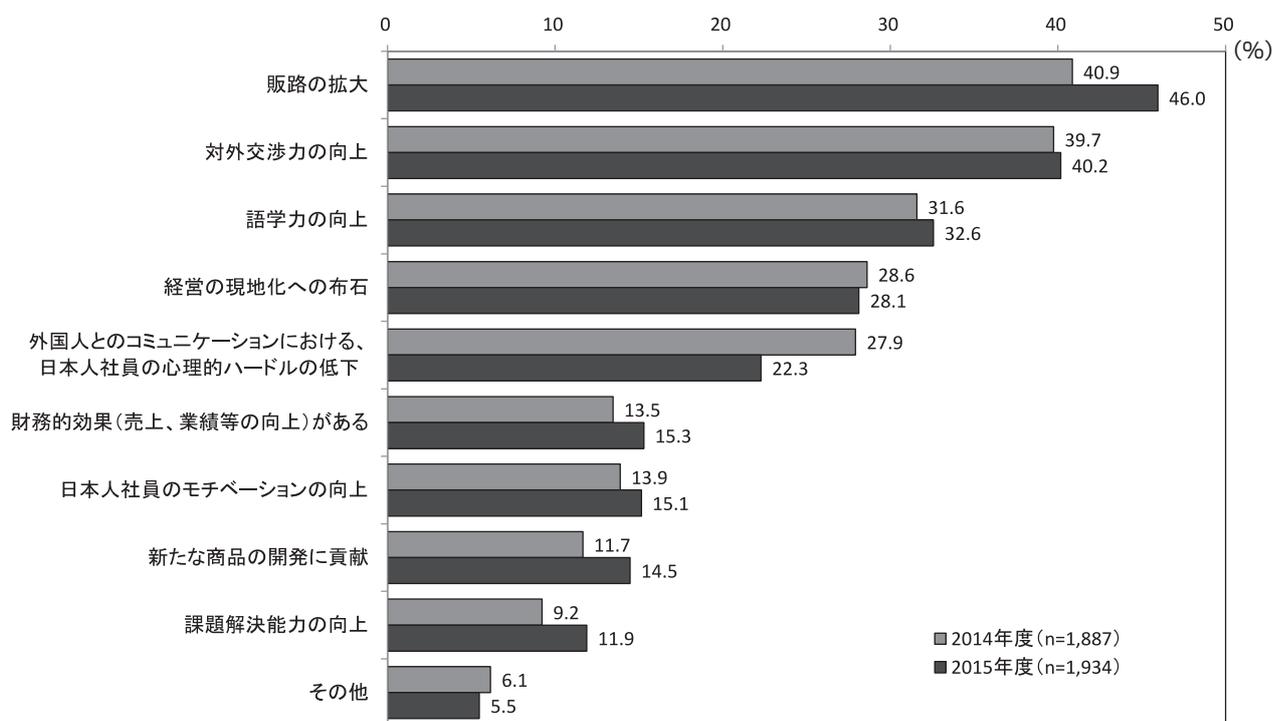
外国人住民の雇用によるメリットについては、「経営の現地化への布石」及び「外国人とのコミュニケーションにおける、日本人社員の心理的ハードルの低下」の2項目を除き、いずれも前年度よりもメリットがあると感じている事業者の割合が高い状況にある（図表1-3-8）。最も回答率が高かったのは「販路の拡大（46.0%）」であり、次いで「対外交渉力の向上（40.2%）」、「語学力の向上（32.6%）」と続いている。このことから、外国人住民の雇用により、その専門的な知識や能力等を生かし、事業者の事業拡大に大いに寄与していることがわかる。

図表1-3-7 事業者規模別の外国人住民の雇用状況



出典：日本貿易振興機構「2015年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」（平成28（2016）年3月）より作成

図表1-3-8 外国人住民の雇用によるメリット（MA）



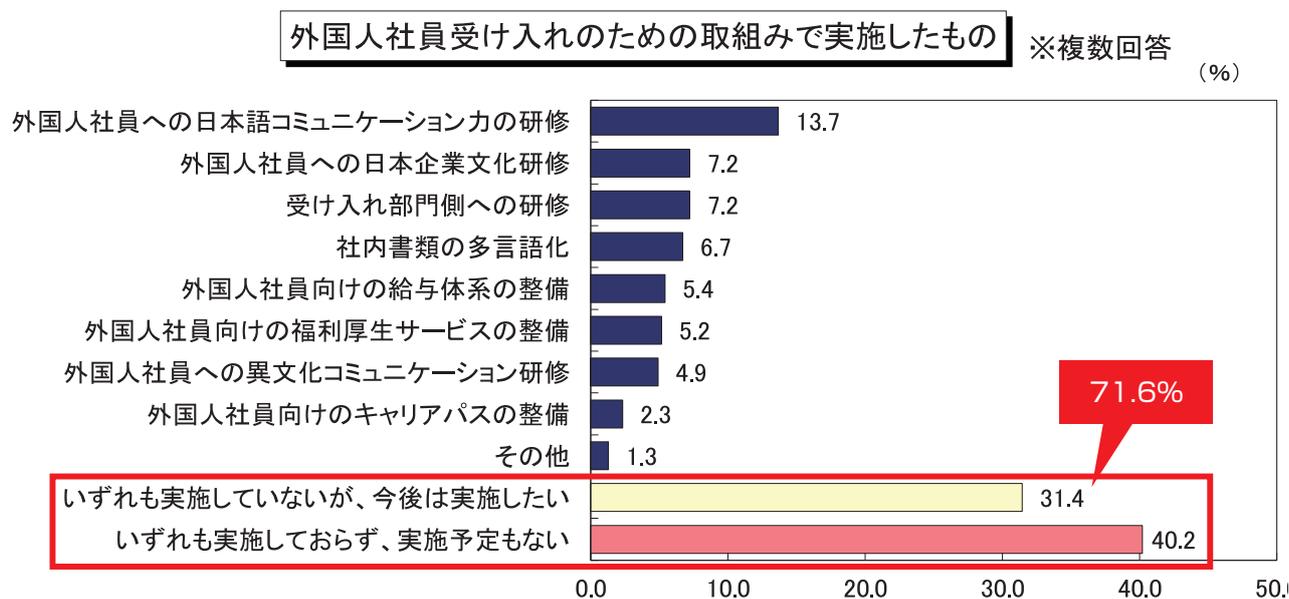
出典：独立行政法人日本貿易振興機構「2015年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」（平成28（2016）年3月）

(2) 受入れのための取組実施状況

株式会社DISCOの外国人留学生の採用実績がある事業者に対するアンケート調査¹⁴によると、外国人社員を受け入れるために実施した取組については、「いずれも実施しておらず、実施予定もない」の40.2%が最も多い(図表1-3-9)。次いで「いずれも実施していないが、今後は実施したい」の31.4%となっている。また、将来的な取組意向の有無を別として、両者を合わせた“現在実施していない”事業者は71.6%で、7割以上の事業者が現状では特に取組を実施していないと言える。このことから、事業者においても外国人社員の受入れ体制の整備が未だ過渡期であることがうかがえる。

なお、実施されている取組の中で最も多かったのは「外国人社員への日本語コミュニケーション力の研修」で13.7%である。

図表1-3-9 外国人社員受入れのための取組で実施したもの (N=628、MA)



出典：株式会社DISCO「外国人留学生／高度外国人材の採用に関する企業調査」(平成28(2016)年12月)に一部追記

14 株式会社DISCO「外国人留学生／高度外国人材の採用に関する企業調査」(平成28(2016)年12月)